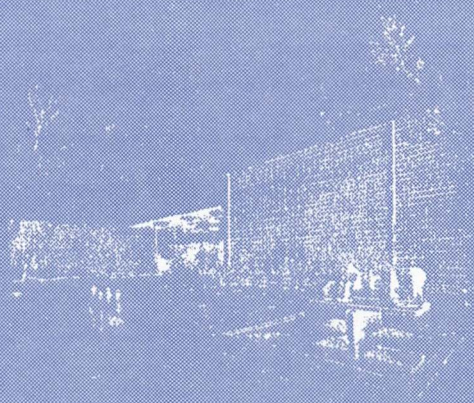


昭和二十四年三月十九日
第三種郵便物認可

昭和廿五年七月廿五日印刷
昭和廿五年八月一日發行 (毎月一日發行)

建築と社會

VOL — 31



NO — 8

THE ARCHITECTURAL ASSOCIATION OF JAPAN

日本建築協會

1950

8

日本の輸入品
付主 続々入荷



戦前への水準
にかへる

アサノスレート

日本セメント株式會社(旧 浅野セメント)製品

浅野波形板、浅野スレート(十六吋類)浅野壁板

浅野石綿瓦(網代型)、厚型スレート、あかがね瓦

其他一般建築材料並ニ工事請負

大阪スレート興業株式會社

大阪市北區芝田町三五番地 電話福島④3641.3731

新居濱出張所 新居濱市新田町 電話新居濱一・366

昔から信用のおける

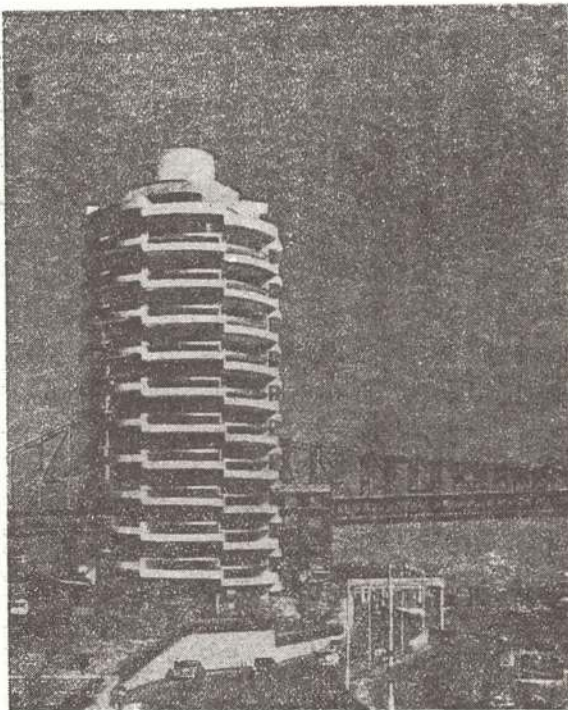
アスファルト工事の専門店

大阪市北區眞砂町一五番地

電話堀川③二〇七番

株式會社

久保商店



建築と社會

8

1950・8

時の言葉 建築と法制	2
新建築作品紹介	3
日本興業銀行大阪支店	
東税務署	
池田市役所	
堺税務署	
日華コム株式會社大阪支店	
建築家の住宅	
建築士法施工に伴う當面の二三の問題について	
……内藤 亮一	14
改めて「山」を見直させる——建築士法の制定——	
……山下 壽郎	17
建築基準法と建築行政の今後の在り方	
……中野 吉彌	18
建築士法公布に対しての意見	池田 宮彦 19

木造床梁の圖表	小泉 昇	21
地下室アスファルト防水施工について	……大西 幸七	26
最近の電氣内線工事の傾向	……常石 稔	28
飲用水中の弗素とその除去装置について	……大路清一郎	30
新制中學校舎の設計計画について	……富田 清	33
日本の災害史とその対策	……中野 吉彌	35
ヘタのヨコずき	……堀口 甚吉	41
火の用心	……八嶋 茂	42
蕪村と鱸	……浅海 治平	43
住宅の新しい暖房法		44
建築積算便覧（第12回）		45
會務		51
會告 見學通知		52

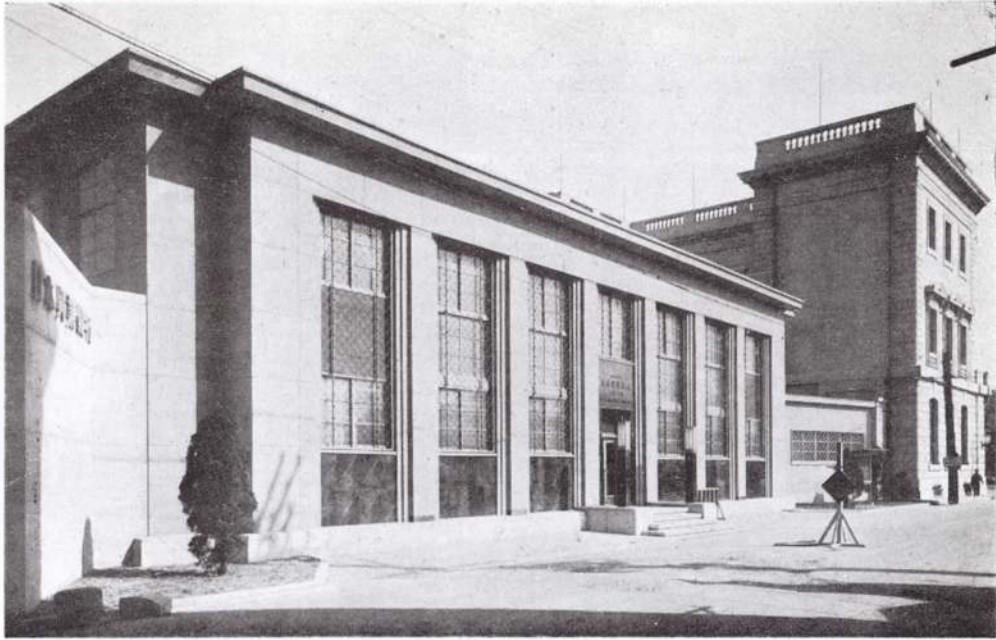
時の言葉

建築と法制

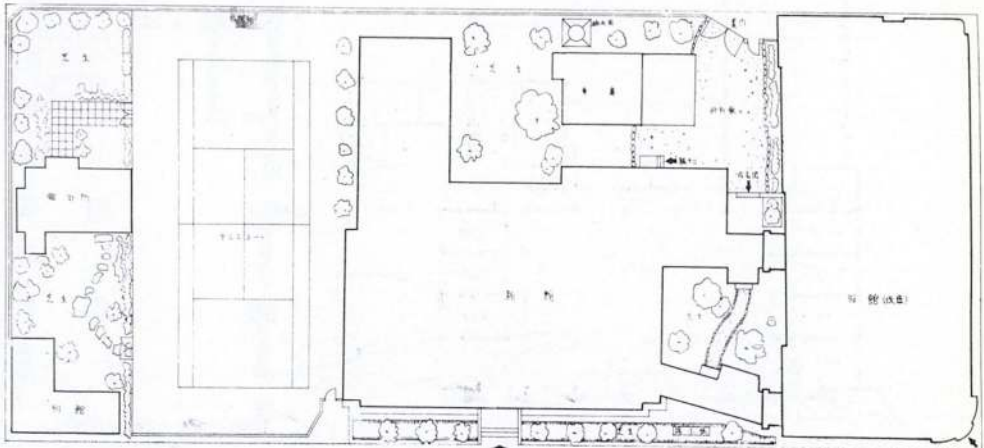
新憲法下における新しい立法政策の波に乗って今やわが國の建築法制は大きく變移しつつある。舊憲法下におけるそれが、大まかにいつて警察法の一ジャンルに過ぎなかつたことを思えば、文化法としての新しい建築法制が今漸く生れ出つつあるということもできるであろう。昨年以來、新たに生れて來た建築關係の諸法律は、いずれも建築を通じて國民生活を豊かにすることを目的としたもので、國民文化の向上の上に大きな貢獻をすることを使命としているわけであるが、注意を要することは、あるものが、建築に關する古い規準を、新たなものに代えて、即時勢的なものとした(建築基準法)のに反して、他のあるものは、從來の自由性に制限を附するという形をとつたことである(建設業法、建築士法)。そういう法制的な措置によつて、わが建築文化が向上し、國民生活が豊かにせられるとすれば、これらの制限は敢てこれを忍ばねばなるまいが、くれぐれも注意しなければならないことは、それらの法律に基く登録や免許を受けたことをもつて、法律の保護を受けた特權と考えるようなことを絶對になくすることである。

それは決して特權ではない。國民文化の向上についての至重な責任を負荷せられたのに過ぎない。公共の福祉、公共の福祉ということで憲法上の國民の自由に制限を附したのではきりのない話である。新法による制限はぎりぎり一杯のところである。關係者は深く三思しなければならない。

日本興業銀行大阪支店増改築



増築新館の外観、右方の建物は改築された舊館。

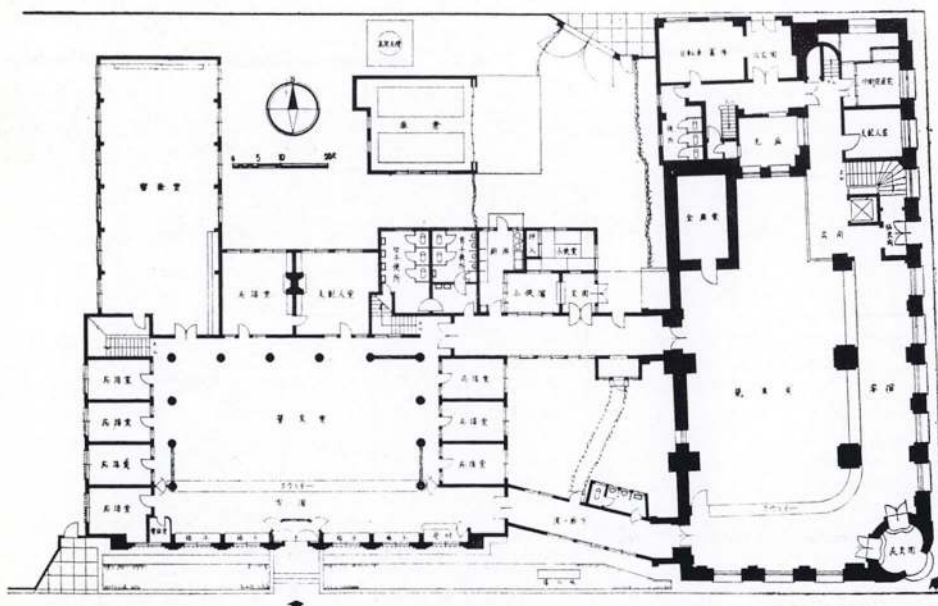


御受前



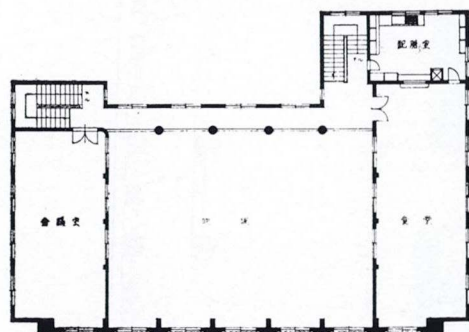
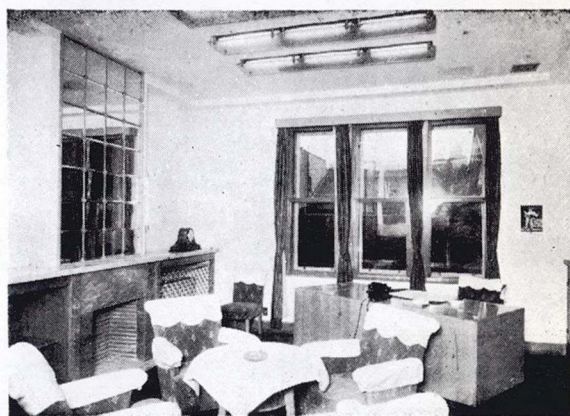
舊館 營業室の客溜。

1階平面図。





上 舊館營業室
中 新館支配人室
下 2階平面図

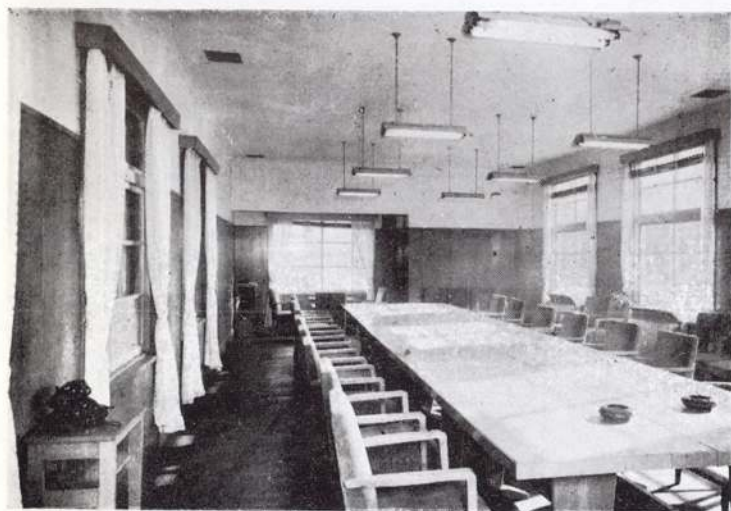


2階平面図

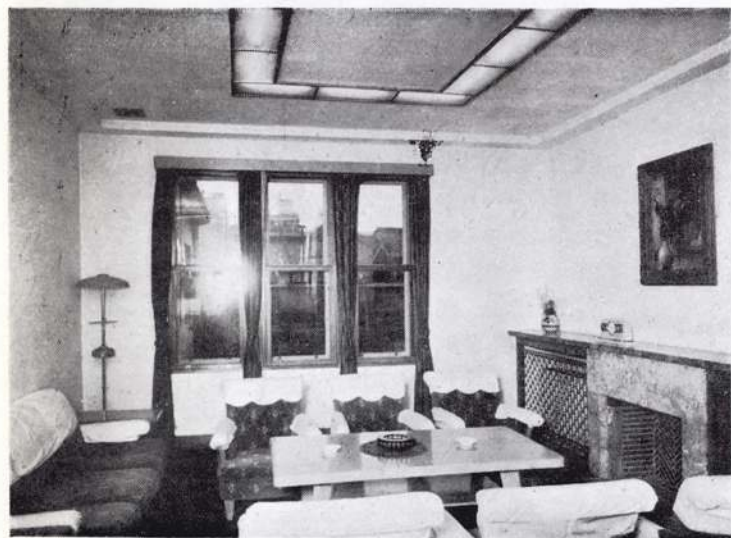
- 施工場所 大阪市東區高麗橋5丁目
 設計 株式會社 山下壽郎設計事務所
 施工 株式會社 大林 組
 工期 自昭和23年12月1日 至昭和25年3月末
- (1) 舊館改修工事 石及煉瓦造地階付地上3階建 延 550坪
- (2) 新館新築工事
- | | | |
|------------|----|----------|
| 新館木造2階建 | 1階 | 205.482坪 |
| | 2階 | 68.422坪 |
| | 計 | 273.904坪 |
| 自動車庫 木造平家建 | | 13.222坪 |
- (3) その他屋外工事 附帶設備工事等



新館 營業室

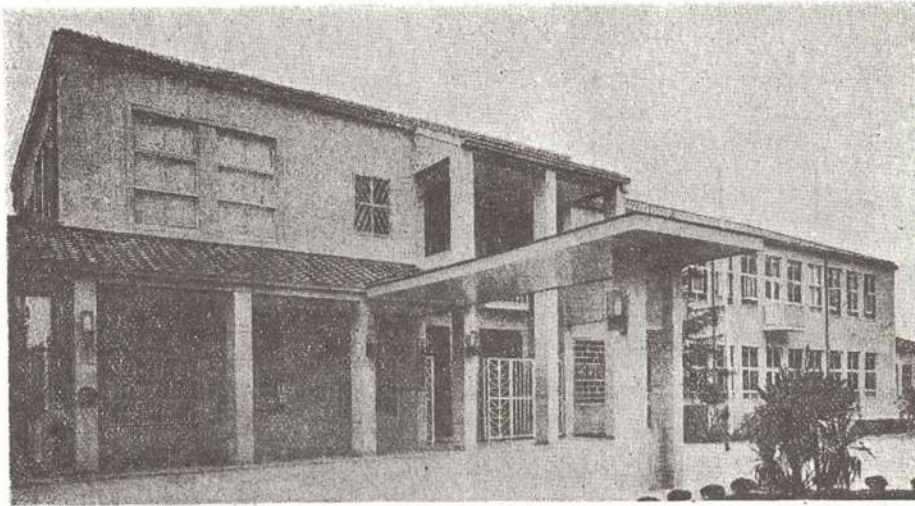


新館 2 階 會議室



新館 支配人用應接室

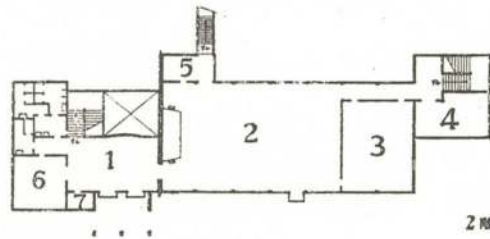
東 税 務 署 新 廳 舎



所 在 大阪市東區京橋前ノ町
 設 計 日本建設産業株式會社建築部
 施 工 株式會社 錢 高 組
 着 工 昭和24年11月1日
 竣 工 昭和25年4月10日
 建築面積 1階 431.6坪
 2階 164.0坪
 延面積 595.6坪

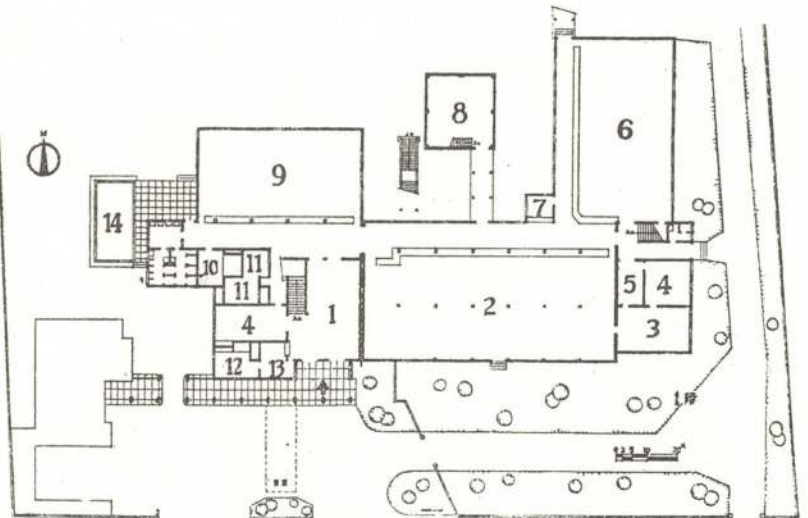
構造 木造2階建 倉庫、鋼筋コン
 クリート造2階建
 仕上 屋根、塩焼桧瓦
 外装、色モルタル振落
 正面玄関車寄
 柱、人造石塗洗出し目地切
 (錆色)

天井、打上ゲオイルペンキ
 塗
 玄関ホール
 天井、プラスター 壁フラ
 イスベニヤ練付ラツク塗
 床、人造石塗研出し眞鍮目
 地入

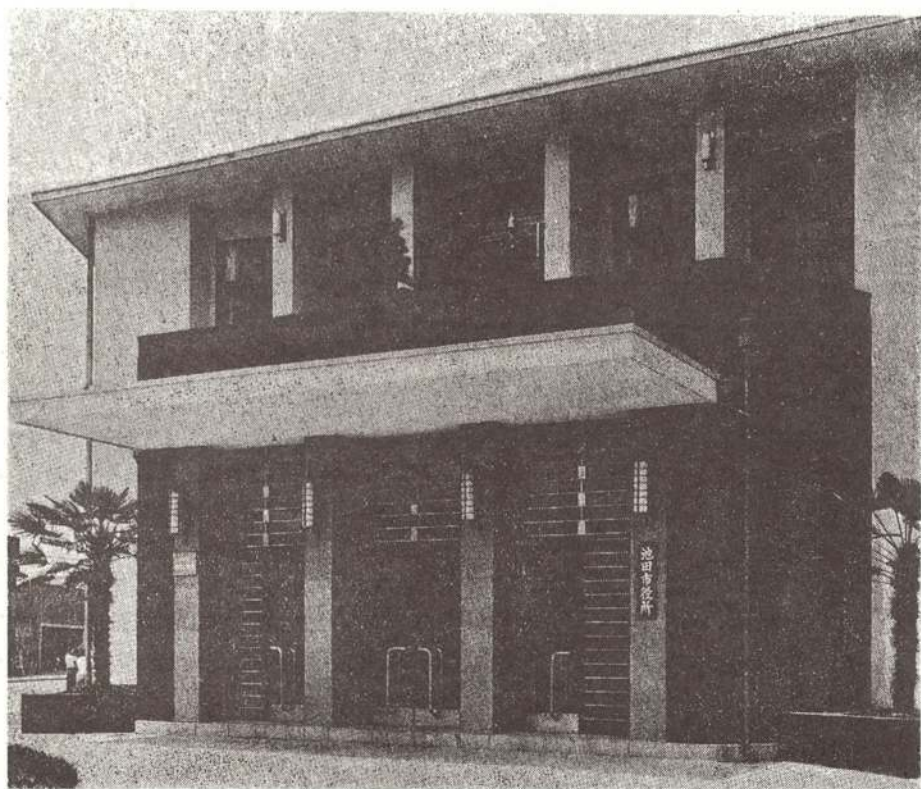


平面図説明

- | | |
|----------|---------|
| 1階 | 12 宿直室 |
| 1 廣 間 | 13 守衛室 |
| 2 直 税 課 | 14 プール |
| 3 署長室 | 2階 |
| 4 應 接 室 | 1 廣 間 |
| 5 秘書室 | 2 會議室 |
| 6 總務課 | 3 事務室 |
| 7 銀行員出張所 | 4 應 接 室 |
| 8 書 庫 | 5 控 室 |
| 9 間 税 課 | 6 貴賓室 |
| 10 電話交換室 | 7 湯 沸 室 |
| 11 更衣室 | |

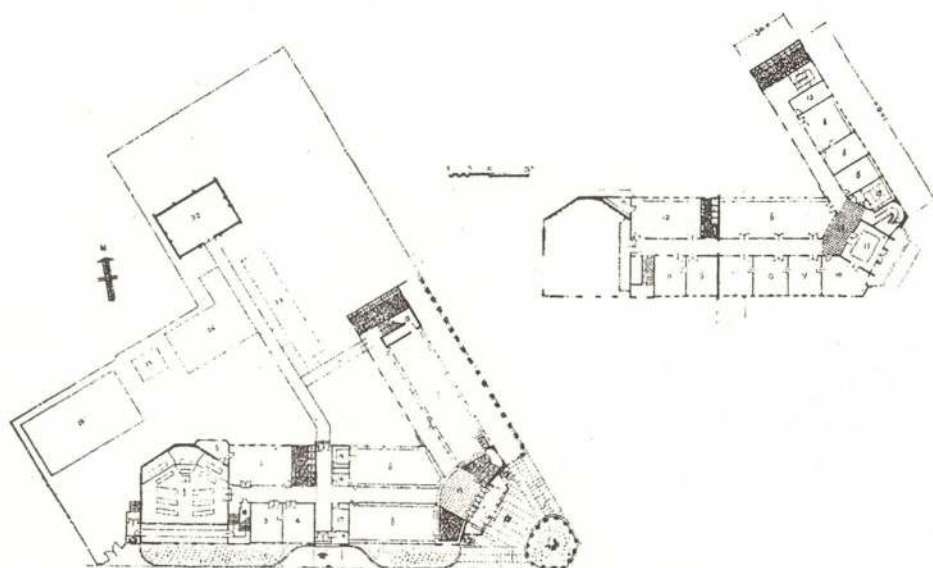


池
田
市
役
所



- | | | | |
|----------|---------|----------|-----------|
| 1 議事堂 | 7 第二助役室 | 13 記者室 | 22 書類倉庫 |
| 2 議員控室 | 8 第一助役室 | 15 書庫 | 23 自轉車置場 |
| 3 議長及事務室 | 9 秘書室 | 16 電話交換室 | 24 食堂、小使室 |
| 4 應接室圖書室 | 10 應接室 | 17 宿直室 | 25 ガソリン庫 |
| 5 控室 | 11 市長室 | 18 和室 | 26 自動車庫 |
| 6 事務室 | 12 會議室 | 19 ホール | 27 議事堂上部 |

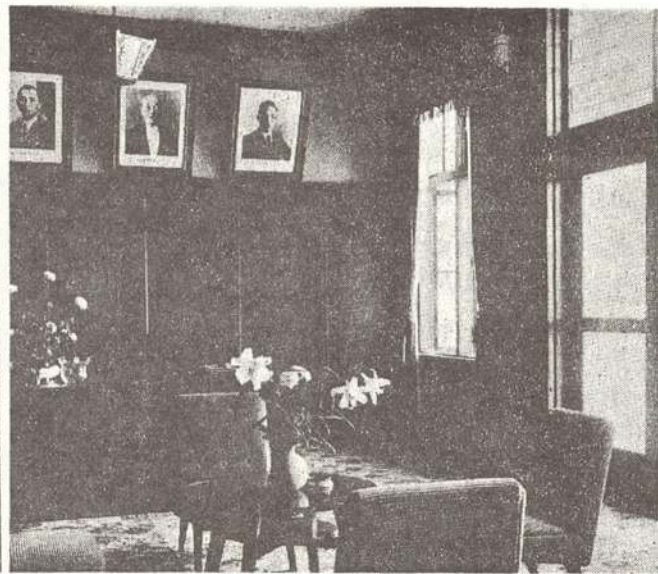
設計 伊藤建築事務所
伊藤 貞亮
施工 松村組
起工 昭和24年
11月16日
竣工 昭和25年
5月30日
所在 大阪府池田市菅原町
坪数 本廳舎 1階
331.15坪
〃 2階
265.95坪
延 597.10坪
書類倉庫
24.00坪



軸部 木造。玄関廻及
防火壁鋼筋コンク
リート造
屋根 本廳舎塩焼瓦葺



上 廳 舎 全 景



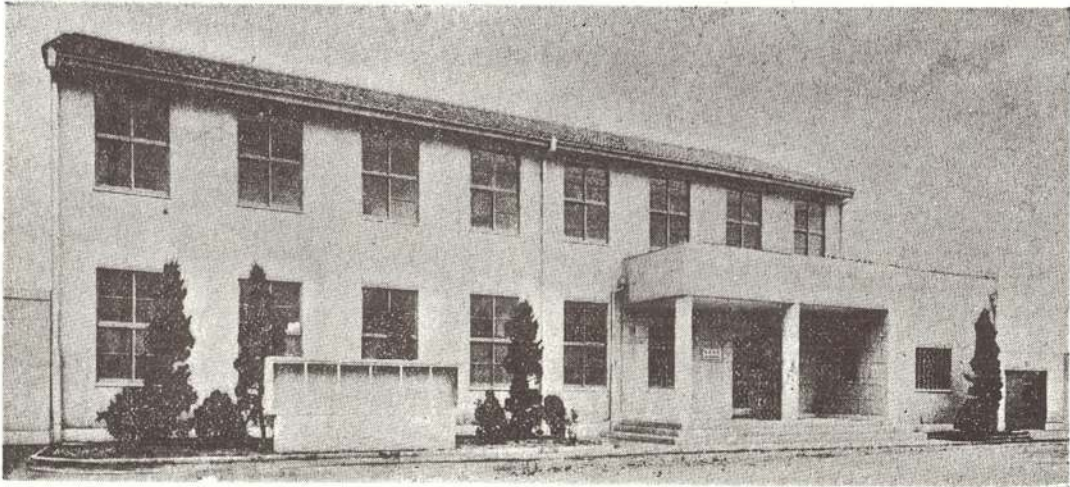
中左 議事堂内部

中右 市 長 室

内装 床各室フローリ
ング貼、市長室ゴム
タイル貼、
腰 プラスター
下地凹凸模様ペンキ
2 色拭取仕上。
壁 議事堂壁紙貼。
事務室ハードテツク
ス、面取り水性ペン
キ塗り仕上、造作塩
地ワニス塗仕上。
外装 玄関正面テラゾ
壁色モルタル掻落シ
軒先及窓簾板等人造
石研出シ仕上。



下 廳 舎 側 面



堺 税 務 署

設計監理 日本建設産業株式会社建築部

工事施工 大成建設株式会社

位 設 堺市南瓦町2丁

面 積 1階 242.75坪 2階 58.00坪 延 300.75坪

構 造 木造(1部鋼骨補強入) 2階建

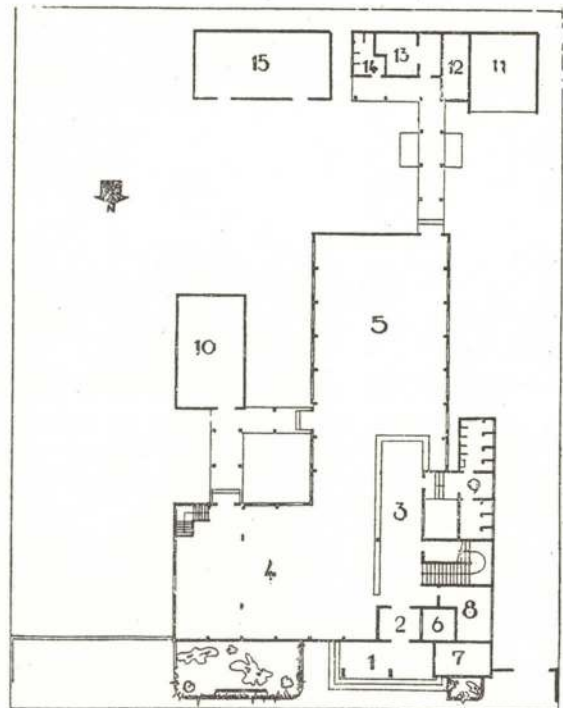
基礎、コンクリート造、外壁、色モルタル塗

屋根、塩焼和瓦葺、床、フローリング貼、

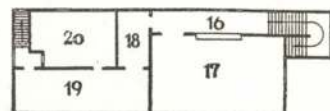
壁、プラスター塗、天井、テツクス貼

工 期 着工 昭和25年2月1日

竣工 昭和25年6月24日



1:20 0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100



- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 車 寄 | 2. 玄 関 |
| 3. 公 衆 溜 | 4. 總 務 課 |
| 5. 直 税 課 | 6. 守 衛 室 |
| 7. 宿 直 室 | 8. 電話交換室 |
| 9. 便 所 | 10. 書 庫 |
| 11. 自動車庫 | 12. 用 度 品 庫 |
| 13. 小 使 室 | 14. 便 所 |
| 15. 物 説 | 16. 公 衆 溜 |
| 17. 問 税 課 | 18. 前 室 |
| 19. 會 議 室 | 20. 署 長 室 |

日華ゴム株式 會社大阪支店

設計施工 株式會社 松村組
起工 昭和24年11月16日
竣工 昭和25年4月15日
建築位置 大阪市北區老松町
3丁目26番地

坪数 事務所1階 83.728坪
〃 2階 58.736坪
自動車々庫 11.380坪
倉庫1階 24.500坪
〃 2階 24.500坪
計 202.844坪

基礎 割渠地形コンクリート
造

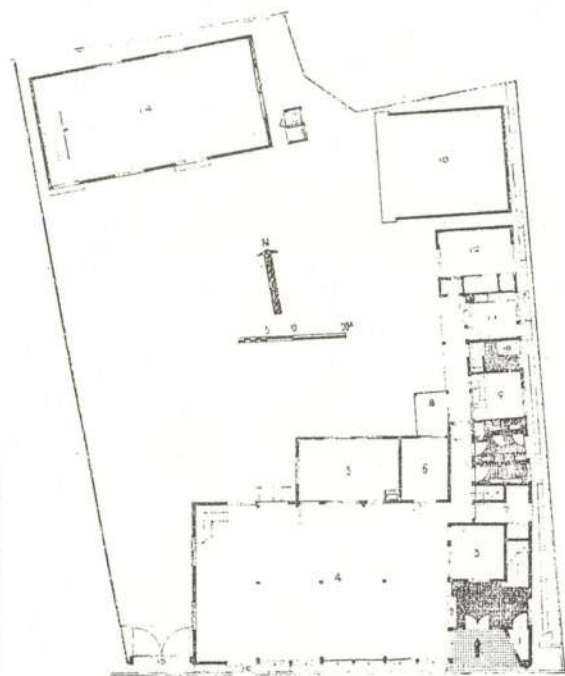
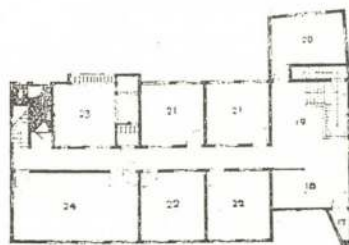
軸部 木造

屋根 木造洋小屋、事務所ハ
S型塩焼瓦葺

外装 事務所着色モルタル振
落シ仕上ゲ、正面入口
及窓庇及腰廻リ文化石
貼付ケ、正面1階窓ス
チールサツシ・バラン
ス窓

内装 床 フローリング貼、
和室ハ畳敷、
腰 モルタル塗、ステ
ツプルペンキ仕上
壁 漆喰塗、水性塗料
塗仕上
天井 テツクス貼水性
塗料塗仕上
2階 休憩室一部エツ
チンググラス嵌込

設備 事務室ノ照明ハ螢光燈
各室温水暖房ヲ設備

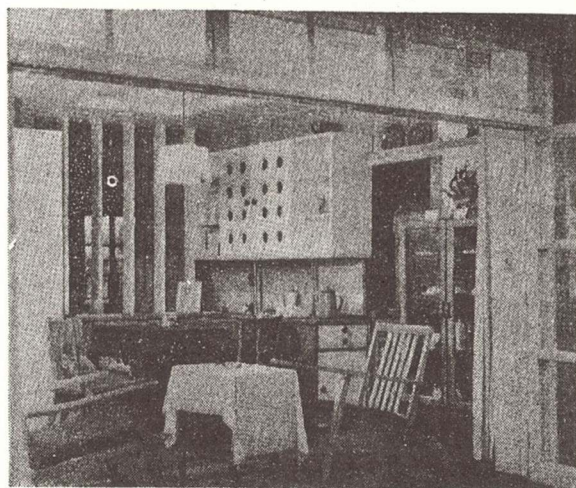


- 1 ショー
ウインド
- 2 カウンター
- 3 應接室
- 4 事務室
- 5 店長室
- 6 交換室
- 7 ツカ
- 8 石炭
- 9 ボイラ
- 10 浴室
- 11 炊事室
- 12 宿直室
- 13 自動車
- 14 倉庫
- 15 自動車
- 16 花壇
- 17 モノ
- 18 休憩室
- 19 食堂
- 20 洋室
- 21 應接室
- 22 和室
- 23 會議室
- 24 室

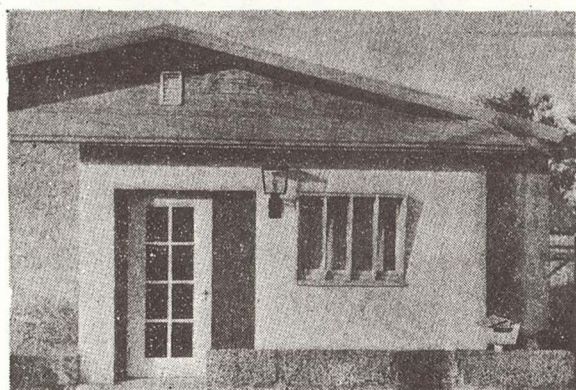
建築家の住宅



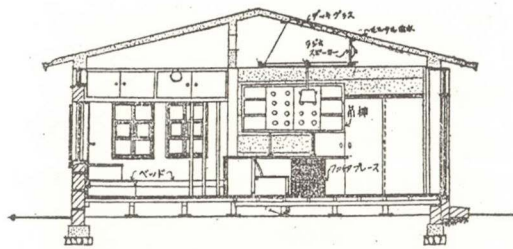
建設地 東京文京区戸崎町
設計 塩川 旭
施工 早苗建設工業株式会社
建築面積 11.4坪



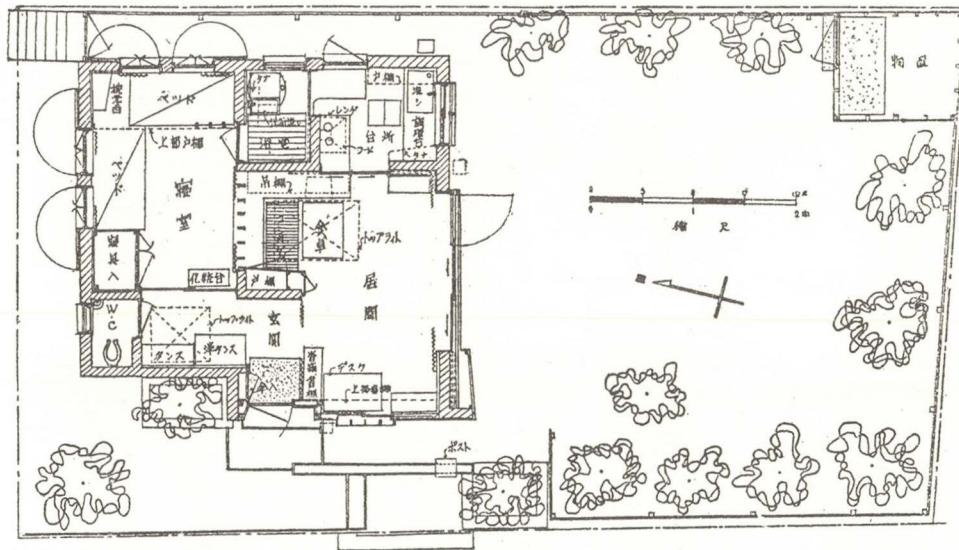
右上 南面外観
右下 東西外観



左上 南より室内を見る
左下 西側玄関



- 構 造** 壁体アサマブロック積、屋根及臥梁鉄筋コンクリート造モルタル防水。将来延長部壁木造ラスモルタル、屋根平板葺。
- 外 装** ブロック地上1尺迄モルタル塗、他は葦地のまゝ、木造壁白セメント、フロ引き
- 内 部** 床東建床、假粋残材を利用して下床を張りその上に檜縁子板ステイン仕上。天井才造下地プラスター。壁・寝室腰廻り・押入内部及木造壁部分プラスター、他はブロック素地。



アサマ・ブロック造の我家

塩 川 旭

昨年夏の頃であつたが、何か雑誌にでも出す心算でブロック造の耐火住宅、小さな10坪位の住宅を考えている内に一寸面白いプランが出来たので友人に見せると、これは面白いから建てて見ないかと云う話になつた。前から不便なところに、不便な同居生活を余儀なくされていた私は、いづれは建てなくてはなるまいとは思っていたが、斯う云う話になると急に何とか建てたくなり、奮力は甚だ心細い状態だったが色々無理をしたり、早苗建設をやっている友人の好意に依つて不足分は分割拂いでやつてもらふことにし、あわてゝ土地をさがしたり、詳細図を書いたりして昨年の12月に着工、時期的には不利だったがとにかく出来上つたのがこの家である。

以前からアサマブロックのむき出しの素地が甚だ私には魅力があつたので、これを出来る丈葦地のまゝ用ふことにした。手前味増になるが平面は積重ね式ブロック造に最も合理的であるよう考えた心算である。そしてとにかく石造の住宅が陥りやすい室内が何かおしつけられる様な陰気な感じになるのを極力さけ、出来るだけオープンに、云わば一室住居の如く開放的に、必要な時はカーテン丈で仕切るように取扱つた。ブロックの壁厚は外壁7寸、内壁5寸で、平面に見られる如く、西側の玄関の處丈け木造壁(柱の太さ25分角)にしてあるが、これは将来増築の予定である。屋根を鉄筋コンクリート造にしたり、私が建築家であるため色々の新工夫をして空間を余す處なく利用したため逆作が増え、工費が予定より増加したことは私には一寸痛手であつた。

建築士法施行に伴う

当面の二三の問題について

内 藤 亮 一

建築士法は本年5月24日に、同施行令は6月22日に公布されて7月1日から施行されることとなった。

施行と同時に先づ發足するのが、建築士審議會の委員の任命又は委嘱であり、それぞれの建築士審議會への建設大臣又は都道府縣知事からの建築士に関する重要事項についての諮問であり、又建築士審議會から建築士に関する事項について関係各廳への建議が行われることとなる。

次いで施行規則の公布は8月上旬、附則第11項による選考及び考査の基準についての建設大臣の告示は9月頃の見込みであり、その後において、建築士選考の申請書の受付と選考の事務が開始せられ、最初の建築士の免許登録は早くてもこの年末頃となる豫定である。更に選考に必要な場合の考査は明春、第1回の國家試験及び都道府縣の試験は明年の秋頃と豫定されている。

この法律の必要性とその目的については、すでに廣く建築界の常識でもあり、又内容については多少解釋上の疑義の存するところを除けば、お読みいただければ大体の事は御諒解いただけることと思われるので、未だそれぞれ法律、省令、告示に委任されたまま詳細の決定なく、且つ今後この法律を施行するに當り、当面の問題として特に重要と思われる事項、即ち第3條の規定による建築士でなければ設計又は工事監理ができない建築物の種類及範圍、第17條の規定による建築士試験の科目及びその基準、特に附則第11項の規定による選考及び考査の基準についてのみその概要を記すこととする。

これらの事項は建築士法施行上の重要事項であるから、何れも中央建築士審議會、都道府縣知事その他建築関係各團體の意見を聞き、又必要な場合には公聽會の如きも行われて立案され且つ決定されることと思われる。その中第3條關係は國會

の議決により決定することは申すまでもない。この小文では、この法律の施行に當る事務當局者の1人として原案作成上問題となる諸點を記し、法律の目的をよりよく達成するために廣く諸賢の御批評をいただくことを念願とするものである。

第1は法律第3條の規定による建築物の種類及び範圍についてである。

これは建築基準法案と建築士法案とが、當初建設省において立案されていた際は建築基準法案中に規定されていた事項であるが、事情により建築士法案が衆議院議員提出と決定した際に何れか一方が不成立の場合を考慮して、建築基準法案からその規定を削除し建築士法案に第3條が規定されたものである。

建築士の選考を受ける者の立場からいっても、第3條の規定による詳細の内容が未決定であることは1級2級の何れを選定するかについて不明であり、又法律としても不備であることは兩議院の法制局においても指摘されたところである。この點から言つても、可及的早急に法律により明かにされなければならない理であるから、次の國會には單行法又は建築基準法の一部改正として規定されるものと思われる。

その具体的内容の案は建築士法案が議員提出として國會へ提出された際の參考資料中にもあり、又提案の際提案者の代表として田中角榮代議士の提案理由の説明中にも明かにされている。

ここに田中代議士の説明中の言葉を引用すれば（第7國會衆議院建設委員會議錄第22號參照）

「學校、病院、劇場、百貨店等特殊用途の建物で90坪即ち300平方メートル以上のもの、鐵筋コンクリート造等木造以外の建物で2階以上又は60坪即ち200平方メートル以上のものは1級建築士でなければ設計又は工事監理ができなくなります。又特殊用途の建物で30坪以上即ち100平方メートル以上、及び木造で

も3階以上又は90坪即ち300平方メートル以上のものは1級建築士又は2級建築士でなければ設計又は工事監理ができなくなるのであります。その他の建物即ち特殊用途の建物で30坪未満のもの又は2階までの木造で90坪未満の建物はこの規定ができてからでも、誰でも設計又は工事監理ができるわけでありまして、従つて一般木造住宅の建物等に對して大きな影響を與えないのであります。この緩嚴の度合については議論の余地があることと思ひますが、わが國の現状から一步前進した形として上述いたしました通りの規定を構想している次第であります。」

これを以つて構想の大体が想像されることと思はれるが、田中代議士の言葉にもあるように、緩嚴の度合についてはなお議論の余地がある。次の國會に提出され、審議されるまでに一般に活潑な議論の行われることが望ましいのである。

この問題についての筆者の私見を述べるに際しわが國の建築の現況を統計上から簡単に推論させていたゞくこととする。

わが國は最近4ヶ年の建築統計によれば、年間平均約60万戸乃至70万戸の建築が行われている。一方火災、台風、地震等による建築物の滅失は過去4ヶ年平均約7万戸乃至8万戸でその比率は約12%である。住宅不足が叫ばれている現在、一方においては毎年4万乃至は5万の住居用建築物が災害により滅失しているのである。

春期における昨年の能代市、明石市の大火、本年の熱海市、長野縣上松町の大火、秋期における一昨年のアイオン台風、昨年のキティー台風等による建築物の損耗は年中行事であり、その間鳥取、福井地方等に相當の地震があれば必らずその地方の建築物と人命に相當の損害がある。おそらくは世界の文明國でこのような損耗率を見ている國は他に類例を見ないものと思われる。

わが國の建築についての科學技術は明治以來長足の進歩をし、耐震構造の理論の如きは世界的水準にあるものと言われているが、鐵筋コンクリート構造の學校、病院、事務所、鐵骨構造の工場その他一部の建築物を除く大部分の一般國民の建築物は、明治以來本質的に如何程の進歩をしたかは疑問である。ある場合は退歩すらしていると言ふ

こともできるのである。

建築物は一國の政治、經濟、科學、文化の結集表現されたものであるとの見地から見ても、その原因はわが國の政治經濟等の貧困によるものであるが、特にわが國においては科學技術の進歩が本當の意味において一般國民大衆のものとなつていないこと即ち建築の科學技術が一般國民建築に導入されていないことが原因の一つとして指摘されなければならない。

建築士法は科學技術を建築物に導入することを一つの方策として立案されたものである。

この場合學校、病院、劇場等の公共又は多衆用の建築物又は鐵筋コンクリート造、大規模の木造等高度の技術を必要するものに限り、法律を以つて建築士の設計、工事監理を規定し、殘余の建築物は國民の良識に俟つを事とするの見解も成り立つが、これらの建築物はわが國の建築物の一部分に過ぎず、従つて殘余の約90%の建築物の質の向上については、上記の見解を以つてしては充分にその効果を期待することができないと言ふこともできるのである。

國會の建設委員會においても、一般小住宅にまでこれを強要することは、國民に負擔を荷重せしめるものであるとの意見も述べられていたが、筆者の私見としては、少くも市街地においては住宅の新築の場合はこれを法律を以つて規定することは災害が多く、國家資源の乏しいわが國には、國民經濟的にもむしろ妥當なものと考えられ、質の最小限度を確保するため建築費の2%前後の負擔は結果的に且つ大局的に見て建築主にとつて過重のものではないとの見解を有するものである。

第2は法律第17條による建築士試験の科目及び試験の基準についてである。

田中代議士は法案提案説明中に

「試験の科目としては、建築設計及び製圖、建築構造、建築施工、建築材料、建築衛生、電氣及び給排水等の建築設備、建築法規等に關する基本的な事項が豫想されております。1級建築士に對しては、このほか構造力學、暖冷房設備、建築史、都市計畫等に關する常識的事項の加わることも豫想されます。」と述べている。

第14條、第15條の受験資格を見ても、學歴と經

験とは同じ比重に規定されているので、試験の内容も基礎的常識と實務経験により修得された知識と技能について併せ考慮せられるものと思われる。2級建築士試験は各都道府県によつてその基準が不統一となる虞もあるので、その基準については可及的詳細に省令に規定されなければならない。その他必須科目と選擇科目の制度、不合格の科目については2—3年間に總科目を合格とする制度の採否などが今後に残された問題である。

第3は附則による選考と審査についてである。この法律が原則的には試験制度を立前としているに拘らず、経過的には過去の業務経歴による選考の制度を採用しているのは、既得権を認めようとする趣旨によるものである。

最近の立法例を見ると、例えば公認會計士法では附則により特別試験の制度を採用し、測量法にあつては附則により法律施行後1ケ年以内は既得権者の業務を認め、以後は受受験者は一般試験に合格することを要する旨を規定している。

建築物の設計とか工事監理の業務は過去の経歴によつて、ある場合はむしろ試験によるよりも客観的に且つ的確に判断の可能のことも多いが、實務の経験及びその業務の経歴については附則第2第3、第4項によるも、建築に関するものであつて、必ずしも建築の設計、工事監理に関するものに限定されていない。ために、業務の経歴の如何によつては、公平且つ客観的な判断によつて可否を決定することは極めて困難が豫想されるのである。

田中代議士は法案提案説明中において、

「選考により資格を與え得るよう便法が構ぜられておりますが、余り緩に過ぎて本法の趣旨が没却されることのないように、必要と認める者に対しては審査を行うことができるようになっております。選考及び審査の基準というのは、實務経験とは如何なる経験か、如何なる場合に審査を必要とするか、或は審査の科目等に関する事項等で各地方でまちまちにならないため建設大臣が告示することになつています。」

と述べており、又衆議院建設委員會において（前掲議案第23號参照）西村英一代議士から、

「附則による過渡的處置の問題ですが、現在の過

渡的な救済ということのために、この附則を見ましても相當寛大にやるのではないかと思います。が、現在の救済を主眼におきますと、せつかく1級、2級ときめた建築士が、地方において、ああいふ人でも1級になれるのか、こういうふうになつて、せつかく立派な資格に對して、悪い印象を與えることもあるのではないか。」という質疑もあつた。

緩に流れては折角の法律の趣旨が没却され、嚴に失しては救済の目的が失われることとなる。しかも可及的公平且つ客観的に選考を行うことはこの法律施行の當初における第1の難かしい問題である。

更にこの問題の中心となる事項は、審査を行うことを必要とする場合と然らざる場合の区分を如何なる基準によつて行ふかということである。

一案としては、建築に関する實務の経験中、特殊用途の建築物、鐵筋コンクリート構造又は大規模木造の建築物の一定量の設計、工事監理の有無を以つて基準とするものがある。

然しなから、設計、工事監理の實務経歴も、責任ある地位において實施した場合、補助的な立場で實施した場合、共同で實施した場合あり、その他その程度範囲は不明な場合も豫想され、又設計と工事監理のみを唯一の要件とするは優先の範囲を逸脱するものであり、附則に言う實務の経験或はこの場合、實務経験に際しての責任ある地位の程度、更に學歴についても差異をつけてこれを綜合點に加算するの可否も検討されるべきものと思われる。

又選考の際、建築士選考委員の合議制の問題、審査——これは設計と工事監理についての常識的且つ簡易な試験であることが豫想されるが——の基準を如何にするか等の問題もある。與えられた紙面もすでに超過しているので省略するが、この選考の方法については具体的な御意見を寄せていただくことを重ねて御願ひする。

業務経歴の規定——この業務は法律第21條の規定による業務をも包含したものと解釋すべきものである——から見ても既得権の救済の上から異論の生ずる余地がある。

他の一案としては、建築に関する實務の経験の種類と範囲と年數を1級又は2級建築士となるにふさわしい知識と技能を判定する資料として、適當な點數制とし、詳細な業務経歴書により可及的客観的に採點できるようにし、綜合點が一定の場合を以つて基準とすることも考えられる。

（筆者・建設省住宅局建築指導課長）

改 め て 「山」 を 見 直 さ せ る

— 建 築 士 法 の 制 定 —

山 下 壽 郎

『木を見て山を見ず』という諺ぐらい建築物の出来上りに關する事情を説明して余りあるものは無いように思う。山で云えば、『木』に相當する建築物が出来るまでに、その企畫實現のために苦心する建築主と、その工事を引き受ける建設業者の苦勞とその功績とを没却する譯には行かないが世間では、『山』に當る筈の、その設計を引き受けた建築技術者が、存在すること、またその技術者が注文主の希望と計畫とを具体化するための勞作に於ける形而上の勞苦と、形而下の諸種の問題と取組んで解決して行く努力とを、全然了解しない——否、了解しようとしめない——態度は、結局、事人性のある國民的性格から來ていると、私は考えておる。この態度が、建築をなすには、先ず正しい設計が要るのだということに氣を留めない世間一般の人達の間で見受けられることは止むを得ないとしても、案外吾々設計者の仕事の理解者であるべき、一部建築技術者の間にも、戦前は勿論、戦時中にも見受けられたということは遺憾である。

日本建築士會が多年その成立に努力して來た、いわゆる『建築士法案』が、その會員構成の性質から、業務法的性格を持つていたと云うことは、争えなかつたとしても、前述のような社會的な事情が、大正14年春の第五十議會で、建築士法制定に關する建議案が、衆議院を通過して以來その後の議會でも屢々議員提出に依る法案として、衆議院を通過していながら、遂に物になり得なかつた所以を物語つて余りあるであろう。この法案は結局その後の戦争で遂に沙汰止みになつて仕舞つた。然るにこの度の第七國會では、議員提出に依る建築士法案が可決せられ、本年7月1日から實施せられることになつた。多年建築設計技術者として、建築士法の制定を希うた吾々としては、誠

に感慨無きを得ない。

この法律は、多年日本建築士會が制定を希望した業務法的なものでは無く、資格法である。戦後日本建築士會でも、我國建築文化の向上發展のためには、普通の業務法では無く、資格を認める方向に行かなくてはならぬという意見があつて日本建築學會、日本建築協會、全國建設業協會と連合して、建築士制度の確立に關する審議を進め、設計技術者の資格を認める法律を制定せられんことを、四會連合で國會に建議したのである。

然るに一方に於て建設省でも、戦後の建築復興のみならず、建築の質を高め、また將來の建築文化の進歩發展のためには、單に建築物に關する基準を法律で規制するだけでは不十分であつて、どうしても、その設計監理に携る技術者の資格を、一定水準以上のものとしなければならぬということ、市街建築物法施行30年の經驗に鑑みて（建設省住宅局内藤指導課長：建築士法と建築基準法「建設時報」6月號参照）、建築士法の制定が企てられ、原案が作成せられた。しかもその法案の作成にあつては、民間團體の意見をも徴して、民主的に行われたと云うことは、吾々民間技術者としても喜びに堪えないところである。しかし立法上の手續としては、今國會に建設省關係の龐大な法律案が山積したため、政府の提出案から外すされたが、日本建築設計監理協會と日本建築士會と連合で、衆参兩院に提出した陳情書が幸に採擇せられて、淺利三朗代議士、田中角榮代議士その他の議員諸氏に依つて研究せられた建築士法案が衆議院に提出せられ、衆参兩院に於て可決を見たのである。

建築士法の制定は、我國として全く畫期的なことである。同時にこの法律に依つて免許を受けた建築士は、その設計監理——この法律でいう工事

監理は、従来日本建築設計監理協會が、その業務規程の中で示しておる監理と云う仕事の一部に過ぎないものであることを、こゝで附け加えておきたい——をなす建築物の質の確保という非常に重大な責任を、自らの双肩に負うものであるということを考えなければならぬ。従つて、それだけの重責に對して、國家は彼がその職責を遂行する上に、萬全の保障を與える用意が無ければならない。建築士法の第3條は、この意味で極めて重要な意義を持つものである。しかしこれだけでは十分ではない。この法律とは別に、其の後猶び國會に於いて可決せられた建築基準法との密接な關係が、

明確にせられねばならない。これらの兩法律は、何分提出源が違ふので、現在では兩者の關係が明確ではないが、いずれ近く前述第3條の規定に關連ある法律が、單獨に制定されるか、或は基準法に加入されるかするであらう。

建築士法の制定は、建築文化の健全圓滿な發展のためには、その設計監理を管掌すべき技術者の仕事、建設業者の仕事の他に、別に存在するものだ云う嚴肅な事實を、國民に改めて認識させるという點で、誠に重大な役割を果すものであると云うことを私は指摘したい。

(筆者・株式會社山下壽郎設計事務所社長)

建築基準法と建築行政の今後の在り方

中 野 吉 彌

はしがき

大正8年市街地建築物法が公布せられて以來、建築行政は30年の歴史を經過して今日に至り、建築統制の實績をあけて來たのである。市街地建築物法が都市計畫法と併行して、都市建築の統制ある發展に貢獻して來た事は、贅言を要しないことであるが、建築基準法の成立と共に、市街地建築物法も發展的に解消する事となり、30年の歴史に終止符が打たれたのである。

建築行政にたづさわつて來た者にとつて、都市の造成と都市の健全な發展に寄與した市街地建築物法が集中排除の犠牲となつてほおむり去られたことは、情に於いて忍びないものがある。

而し新しい時代の流れは、建築基準法によつて新しい建築行政として誕生せんとしている。その時に當り、今後の建築行政の在り方についての私見を述べることは、決して無駄ではないであらう

今後の建築行政の在り方

建築行政の一大變革は、建築基準法によつて出現した。

建築基準法が現實に於いて、必要的な歴史的な

所産であるかどうかは論外としても、建築基準法の現代社會に於ける今後の建築行政界に演ずる役割は、地方自治体を育成するシャウプ勸告の線に沿つて建築行政が分裂させられ、市街地建築物法が演じて來た一貫した建築統制の意義がそう失れていくであらうことは必然である。なぜなれば今後の建築行政は、建築基準法第4條第1項に「市町村は、その長の指導監督の下に、第6條第1項の規定による確認に關する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる」と規定されていることより建築行政の確認事務（現在の許可事務）が市町村に移讓することを意味するのである。而し現在の市町村に於いて、建築基準法による行政事務を受入れられる所は甚だ少いと思料される。

シャウプ勸告に基く地方自治体としての完全な自立を確立するためには、市町村の合併が行われた後でなければ建築基準法による實施は望み薄である譯で建築基準法による確認事務の市町村への移讓も限定せられるのである。現在の市町村に於いて一部ではあるが未だにボスが暗躍しており、

その日本の地方事情を知っている人達は、建築基準法が衆参兩議院を通過しないことを望んだ程、建築基準法の内容が最初の政府原案より遙かに飛躍した内容に訂正せられていたのである。而しその内容が、現在の國情より一段と飛躍した法律であろうとも、衆参兩議院を通過した以上、之に對する受入れ態勢と健全な建築行政を確立しなければならない。

健全な建築行政を確立させるために、建築基準法第4條第2項に「市町村は、前項の規定によつて建築主事を置こうとする場合においてはあらかじめその設置について、都道府縣知事と協議しなければならない」と規定され、無條件で市町村への移譲を防止しているが、地方自治法の立前から近い將來に於いて必ず實現されるものである。而し、現在の如く市町村よりの建築出願に於いて、建築違反が行われる状態に於いて、無條件に市町村に移譲することは甚だ危険でなければならない。

建築行政の在り方は、公平無私のものでなければならない。ボスによつて、建築行政か、ゆがめられる様では、健全な建築行政は實施されない。その意味で市町村に於ける建築主事の役割は大き

なものがあり、要すれば市町村長に於いて左右されない都道府縣知事或は建設大臣の任命であることが望ましい。

今後建築行政の在り方が、市町村の經濟的自立市町村の合併をめぐつて大きくクローズアップされるであろうし、又權限の移譲に對し大いに論議されるであろうし、又その基準法の解釋に於いて積々なトラブルが展開され、その完全實施に大きな問題を投げかけるものである。

市街地建築物法による30年の経過によつて、曲りなりにも、都市造成に大きな役割を果たした建築統制が地方分權化され、今後實施せられるのであるがそれぞれの自治体に於いてどの様に運営されどの様に進展するかを見守つてゆく必要があるのである。

地方分權から出發した、アメリカの建築法規が中央集權的に發展しているアメリカの建築事情と正反對な中央集權的なものから地方分權化された日本の建築基準法の内容がどの様な權限をもち、又どのような役割を果たすかを注視すると共にそれが育成に努力しなければならない。

(筆者・大阪府建築部指導課技師)

建築士法公布に對しての意見

池 田 宮 彦

我國の洋風建築は明治の初期に英國から齎されたもので、煉瓦造或は石造でルネッサンス式が多かつた。然し此の洋風建築は一般民間へは仲々普及せられなかつた。僅かに官衙の類或は銀行又は大會社に應用せられたに過ぎなかつた。一般庶民には縁の遠い存在であつた。而して大正時代に入つてセメントの生産が急増し、茲に初めて鐵筋コンクリート工法をドイツから學んで、次第にコンクリートが煉瓦を驅逐するに至つた。又此の頃米國からも鐵筋コンクリートの特殊な工法が移入せられた。殆んど之れと同時に鐵骨建築（主とし

て工場建築）が米國から輸入せられた。

我國の主要都市に洋風建築が色々の形体で廣く建て初められたのは明治の後半から以後であつて此の頃の建築は勿論官公衙を第1とし、民間の大資本家の手で特殊技術者によつてのみ慎重に設計施工せられたものであつた。それ等は關東の大震（大正12年）にも良く耐えたものが多くあつた（丸の内附近の煉瓦造等）。

鐵筋コンクリート造時代（大正4・5年以後）に入つてから、此の構法が煉瓦造に比して比較的簡單且つ耐火的である點から非常な勢を以て普及

するに至つたが、其の半面に不注意な建築も時々現われ、僅かな積雪で潰れた工場や地震で倒壊する大ビルディングもあつて、構造界に大きな問題を投げかけた。之れを契機として世界に類のない耐震建築構造と云うものが佐野、内藤博士によつて考察せられた。そして此の頃から建築設計の重要性が叫ばれ、建築士法の必要を説かれ、重要な建築物は建築士によつて設計せられるべきである云う聲が出た。建築士法の必要を説く者多く建築學會、士會の肝煎りて建築士法案を衆議院に提出したものであつたが、いつも握り潰された。つまり其の當時の政治家はコンナものはどうでもよいと思つておつたのであろう。

然る處昨今は全く世の中が變つて、國民大衆と云うものの權益が大きく強く考えられ、所謂民主主義に則つて庶民の保護と云う大きな看板が掲げられる事になつた。敗戦によつて失われた莫大な數の家屋は戦後急速に復興を余儀なくせられたが、鐵、セメント等主要資材の不足から必然の結果として木造家屋の濫造が隨所に發生した。そして一寸した地震に大都市が全滅し、或は火災が起れば一朝に何百何千戸が烏有に歸すると云う眞に憂うべき事態が起つたのである。之れは謂う迄もなく戦後の急造無防備バラック建築のためで、此のまゝ放置すれば更に大きな災厄が絶えない事になるであらう。之れでは國家も國民も助からない

茲で根本的な對策を樹立すべき時が到來した譯である。即ち建築の質の向上を圖るべく、政府は建築に關する3つの法律を設けたのである。即ち施工面に關する建設業法(第6國會)、次に設計と監理面に對して建築基準法及建築士法(第7國會)がそれである。

此の3つの建築の制度に關する法律が一度に出揃つたと云う事は、我國に於いては實に劃期的のもので、之れによつて我國の建築の復興もいよいよ本格的となり國民も漸く安住することが出来るわけである。建築主も建築家も此の3つの法律を活用することに協力をせねばならない。

茲で一寸附け加えねばならぬ事がある。それは今度の戦争が熾烈となつてからの我國の建築は、資材(主として鐵、セメント)の拂底から全くバラック建等に陥つてしまつた。昭和16年以後約10

年間には本格的建築に關する限り全く空白時代を生じている。ローマは一日に成らずと云う如く、我國建築界の此の空白時代を埋め戻すには今後相當の年月を要するものがあることを、建築主も建築家も共に考えて戴かねばならない。

此處で本論に入るが、此の建築士法の最も重要な點は、其の第3條に示されたる如く、その用途構造規模等により特に建築物としての質の確保を必要とするものは、建築士でなければ設計及監理をしてはならないと云う事である。國家は建築士に對する如き特權を與えたものであるが、同時に其の半面建築士には重大な義務が伴つて來ている事を忘れてはならない。こゝで特に強調したい事は如何によい法律が出來ても、結局はこれを運営する人を得なければ其の効果は舉らないと云う事である。人が第一である。

建築士の使命は設計技術のみではなく、更に廣い施工監理と云う面があつて、その運営には高潔圓熟した人格を養う事によつて眞の目的を達するものである事を忘れてはならない。

此の法律による建築士には1級と2級とがあつて、1級建築士の役割は特に重要である。而してその受験資格は大學出身後2年以上の、又専門學校出身後4年以上の實務經驗を要すると規定されている(第14條)。然し私の今迄の経験から考えると是れだけの實務ではまだ足りない。少くとも大學出身後5年以上、専門學校出身後7年以上の實務經驗が欲しいと思う。主要な建築物を取扱うにはデザインの外に構造、設備(電氣・衛生・水道・暖冷房換氣・昇降機其他機械類等)施工・豫算等に關する一通りの知識を必要とするからである。

(筆者・株式會社大阪建築事務所社長)



建築 J.O.J 金物

ドア J.O.J印ドア-ハンガー

工場、倉庫、ガレージの扉に御使用を御奨め致します
(全國金物店にあり)

代理店
湯淺金物株式會社 大阪・東京
岡谷鋼機株式會社 大阪・名古屋・東京
大司鑄造株式會社 東京

木 造 床 梁 の 圖 表

小 泉 昇

木造床梁の断面を求める新しい圖表を紹介する。計算圖表には數學的に非常に面白いが、實際に使つて見ると操作が面倒だつたり、最も屢々使う部分がほんの僅かであつたりして實用的に面白くないものがよくある。

實際に使い良い圖表は操作が簡単で見易いこと一枚の圖表で成可く廣範圍の應用が利くこと、正確であること等が望ましい。茲に紹介するのは、圖表としては極くブリミティブなものであるが、2年前に作つてずっと使っているが別に不便も感じないし、非常に簡単に断面の見當をつけられるのが特徴である。

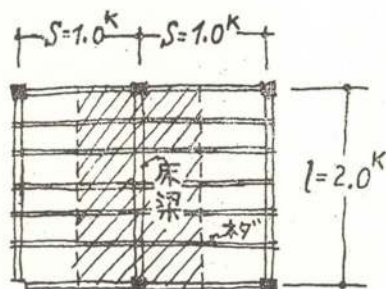
此圖表は構造専門家よりも寧ろ、公式やスライドルールに余り親しみを感ぜない人達を目的として作つたものであるから、その様な人達に大いに活用して頂きたい。そんな意味で、木構造の分野では現在未だ巾を利かしている間、尺、寸を其儘で使える様にしてある。然し圖表作製に採用した荷重や許容應力度は建築規格第3001號を基とし、剛性の檢定には學會の木構造計算規準にある撓み限度2纏を採つているからデータとしては最新のものである。

床梁の断面決定には強度の他に撓みに對する檢定が必要なことは近頃やかましくなり出したが、其れに對しても一枚の圖表で簡単に見分けられる様にしておいた。普通に用いられるユニットの床梁の断面を求めるには、下段の圖表で断面を一應決定して其れが撓み限度内にあるか否を見分け、若し限度を越える場合には上段の圖表で断面を決定する。

建物の用途や仕上によつて荷重は種々變化する筈であるが、計算に馴れていない人の爲に、用途と仕上によつて6纏の曲線に分けてそれに包括される様にした。梁間隔も極く一般的な1、1.5、2間の3種類を標準にしているが、其他のものも

後に説明する様に簡単な計算、若しくは目見當で縦軸の目盛を定めて此圖表を使うことが出来る。之は荷重に就いても同様で、特殊な荷重のものに對しては、欄外に採用荷重の値が示してあるから其を参照して此圖表を利用することが出来る。圖表〔1〕はマツ、ヒノキ等第3001號の針葉樹第3種用で、圖表〔2〕はスギ、モミ等第1種用である。もつとも何れか一枚あれば一寸した計算で兩方とも間に合うことはすぐ氣付かれることと思うが、参考のため2枚とも紹介する。

詳細な使用法は以下例を以て説明する。注意を要することは圖表から求めた断面は正味のものであるから、實際使う断面は小梁や根太の接合のための切缺を考慮して割増をしなければならない。特に梁中央部に大きい切缺がある場合に危険の惧があるから注意を要する。

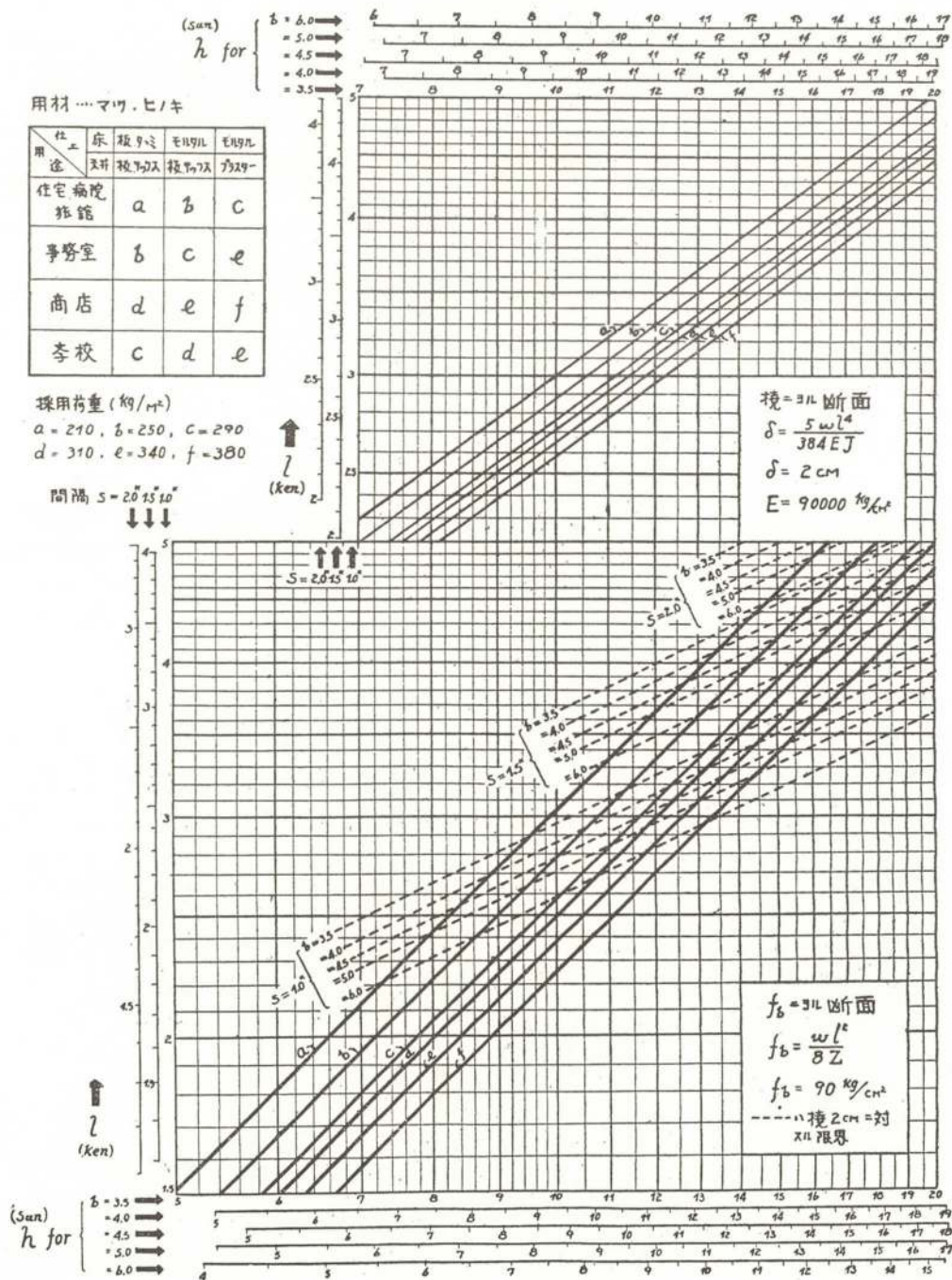


第1圖

例 1 第1圖参照

用途、事務室。床、板張り。階下天井はプラスター仕上。梁間隔 $S=1.0K$ 、梁間 $l=2.0K$ 、用材は松先づ圖表〔1〕の左上の表より用途と仕上によつて使用する曲線を定める。表の欄には床板張、天井プラスターはないが、床モルタル、天井テックスのC曲線を使用する。

床梁断面笈定図表 (1)



床梁断面算定図表 (2)

用材 … スギ、エゾマツ

仕上 用途	床板 スギ	板 スギ	モルタル 板	モルタル 板
住宅、病院、旅館	a	b	c	
事務室	b	c	e	
商店	d	e	f	
学校	c	d	e	

採用荷重 (kg/m²)

a = 210, b = 250, c = 290

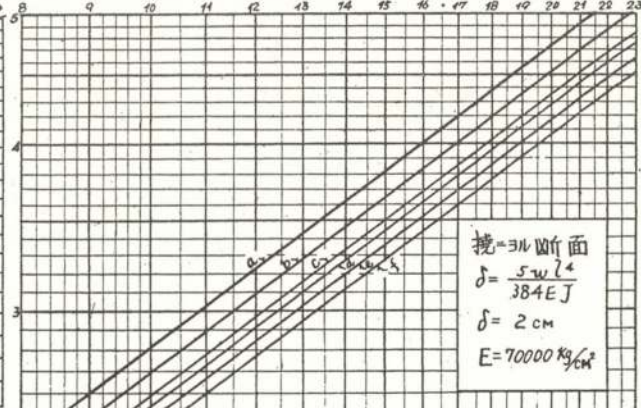
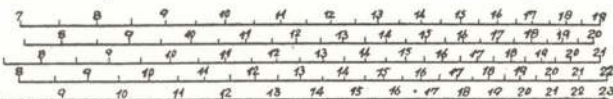
d = 310, e = 340, f = 380

間隔 S = 20, 25, 30

↑ ↓ ↓

↑
l (ken)

↑ ↓
S = 20, 25, 30



撓 = 3/16 断面

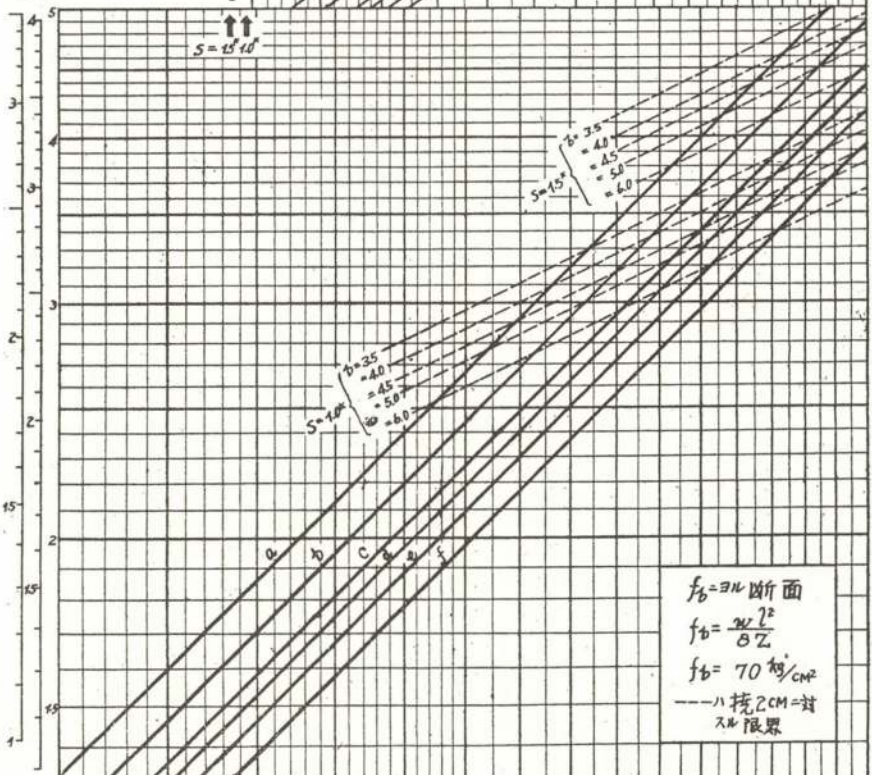
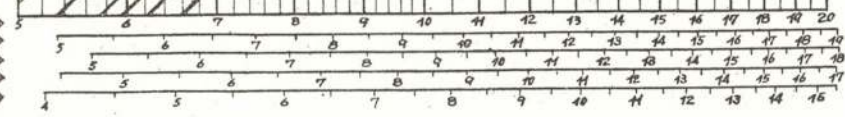
$$\delta = \frac{5wl^4}{384EJ}$$

$$\delta = 2 \text{ cm}$$

$$E = 70000 \text{ kg/cm}^2$$

↑
l (ken)

(Sum) h for



$f_b = 3/16$ 断面

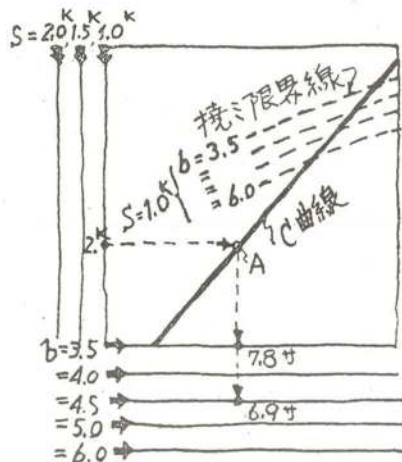
$$f_b = \frac{wl^2}{8Z}$$

$$f_b = 70 \text{ kg/cm}^2$$

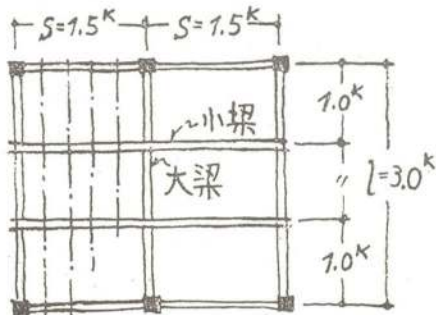
--- 1/16 2cm 許 2/16 断面

スル 限界

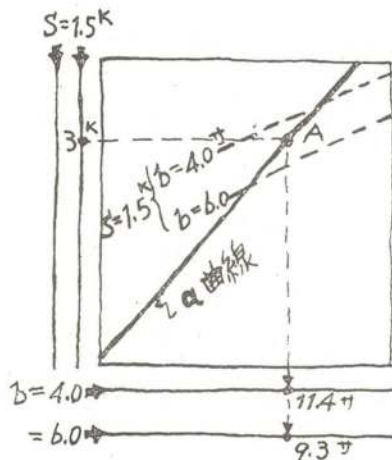
下段の図表の縦軸 $S=1.0K$ の目盛上に $l=2.0K$ をと
り(第2図参照)C曲線との交点より下において
横軸の目盛を読む。例えば梁巾3寸5分とすれば
 $b=3.5$ 寸の線上で梁成7寸8分。梁巾4.5寸とす
れば梁成6寸9分を得る。



第2図



第3図



第4図

次に撓みの検定には、図表の点線が其限度を表わ
すもので、梁巾3.5寸の場合には $S=1.0K$ 中の $b=$
3.5寸の点線より、C線との交点Aが下であれば撓
みに對しては検算しないでも良い。本例では梁巾
4.5寸としてもA點は限界線より下であるから撓
みの心配はないわけである。採用する断面は根太
の切欠を見込んで $0.4' \times 0.8$ 又は $0.5' \times 0.70$ とする

例2 第3図参照

用途旅館、床タタミ、天井板張り、用材は松とす
る。

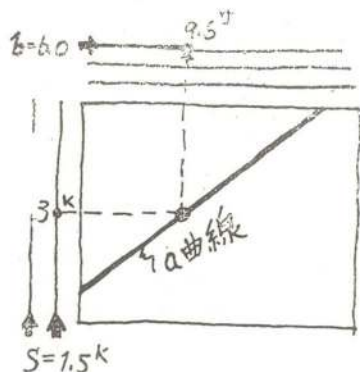
此場合は2ヶ所の集中荷重であるが、図表[1]を
其替用いることが出来る。(理由は後述。)

$S=1.5K$ $l=3.0K$ 曲線aを用いる。例1と同様
第4図の様にして、

$b=4.0$ 寸のとき、 $h=1$ 尺1寸4分

$b=6.0$ 寸、 $h=9$ 寸3分を得る。

然し此場合はa線との交点Aが、 $b=4.0$ 寸の場合
には $S=1.5K$ $b=6.0$ 寸の撓み限界線より下にあつ
て上記の断面でよいが、 $b=6.0$ 寸とすると $S=$
 $1.5K$ 、 $b=6.0$ 寸の撓み限界線より上に出るから此断
面は撓みに對して安全ではない。従つて梁巾6寸
の断面を使うときには上段の図表を用いて断面を
決定しなければならない。



第5図

其使用法は下段のものと同様で、第5図の様にし
て $b=6.0$ 寸、 $h=9.6$ 寸となる。實際に使う断面
は小梁接合の切欠の大きさによつて相當割増が必
要となるから注意を要する。

例3 梁間隔が本図表にない場合

$S=4.5$ 尺 $=0.75K$ 等の場合は是に合う縦軸がない
から、 $S=1.0K$ の縦軸を用いて梁間 l を換算する
實際の梁間を l とすれば、下段の図表に對しては

l を $\sqrt{\frac{0.75}{1.0}} = 0.865$ 倍したものを

上段の図表に対しては、

l を $\sqrt[4]{\frac{0.75}{1.0}} = 0.93$ 倍したものを

$S = 1.0K$ の目盛上にとつて前同様の操作をすれば良い。但し此場合には撓限界線を其儘使えないから上段の図表で撓の検算が必要である。

計算が面倒なれば正確さは多少劣るが次の様に目見當をつけても良い。即ち $S = 1.0K$ $S = 1.5K$ $S = 2.0K$ の三つの縦軸上の同じ l の點を結んで出来る曲線を右側に延長し、縦線の間隔の $\frac{1}{2}$ 右に寄つた所に縦線を假想して、(即ち $S = 0.75K$ の縦線を假想する。) 先の曲線との交點を起點として前同様の操作をして断面を求めることも出来る。

例 4 採用荷重に適合しない床荷重の場合
例えば $w = 450\text{kg/m}^2$ 等の場合は其れに當てはまる曲線がないから、 f 曲線 ($w = 380\text{kg/m}^2$) を利用する。今實際の梁間を l とすれば、下段図表に対しては、

l を $\sqrt{\frac{450}{380}} = 1.09$ 倍したものを

又上段図表に対しては、

l を $\sqrt[4]{\frac{450}{380}} = 1.045$ 倍したものを縦軸

上の目盛にとつて前同様操作する。或は梁間隔を $\frac{450}{380} = 1.19$ 倍して例 3 と同様な目見當でも求めることが出来る。又は図表中の $a, b, \dots, e, f$ の荷重値から 450kg/m^2 の曲線を假想して其線上に交點 A をとる方法に依つても求めることが出来る。何れの方法に依つても一寸慣れれば簡単に大した誤差もなく此図表を利用することが出来る。

補遺 本図表は等分布荷重に對して作つたものであるが、次に示す如き荷重状態の何れの場合にも安全側にあること付記して置く。但し梁間隔は一定とする。

(a) 等分巾荷重 (第 6 図 (a))

曲げモーメント $M = \frac{1}{8} w \cdot l^2$

撓み $\delta = \frac{5}{384} \cdot \frac{w l^4}{EJ}$

(b) 中央集中荷重 (第 6 図 (b))

W を小梁の反力とすれば

$W = w \times \frac{l}{2} = \frac{wl}{2}$

$M = \frac{1}{4} W \cdot l = \frac{1}{4} \cdot \frac{wl}{2} \cdot l$

$= \frac{1}{8} w \cdot l^2 \dots\dots (a)$ と同様

$\delta = \frac{1}{48} \cdot \frac{W l^3}{EJ} = \frac{1}{48 EJ} \cdot \frac{wl}{2} \cdot l^3$

$= \frac{wl^4}{96 EJ} = \frac{4}{384} \cdot \frac{wl^4}{EJ} \dots\dots$

$\dots\dots (a)$ の場合より小なる故安全

(c) 3 分點に集中荷重 (第 6 図 (c))

W を小梁の反力とすれば

$W = w \times \frac{l}{3} = \frac{wl}{3}$

$M = \frac{1}{8} \cdot W l = \frac{1}{8} \cdot \frac{wl}{3} \cdot l$

$\cdot l = \frac{1}{24} w \cdot l^2$

$\dots\dots (a)$ の場合より小なる故安全

$\delta = \frac{23}{648} \cdot \frac{W l^3}{EJ} =$

$\frac{23}{648 EJ} \cdot \frac{wl}{3} \cdot l^3 =$

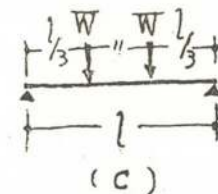
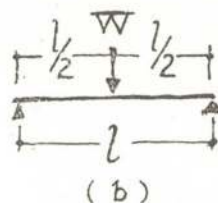
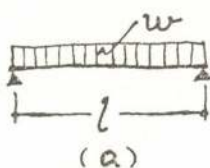
$\frac{23}{1944 EJ} w \cdot l^4 = \frac{4.55}{384}$

$\frac{wl^4}{EJ} \dots\dots (a)$ の場合

より小なる故安全

以上の様に小梁による集中荷重は等分巾荷重と見做しても其差は僅か、而も安全側にある。

(筆者 竹中工務店勤務)



第 6 圖

台風の防止

風の力はどのくらいか?

台風は平均風速 50 米/秒を越える場合もあり、瞬間では 60 米/秒 以上になる。枕崎台風のときは地形の影響により宮崎縣細島燈台で 75 米/秒 を記録したことがある。台風を防ぐには氣象通報を利用するのが第一である。

台風の名前のつけ方

- 1、北半球の東經 180 度以西に發生したものは、A から R に至る (Q を除く) アルファベットを頭文字とする女性名で、これを一年の始から順につける。R を越えたら又 A にもどつて今度は違つた名前にする。
- 2、北半球の東經 180 度以東は S から始め W に至る女性名要領は 1 に同じ
- 3、南半球に發生したものは A から W に至る男性名

註 本邦に關係あるのは 1 の場合だけである。

最近の台風は昭和 24 年 8 月末に起つた Kitty (キティ) 台風で關東地方に被害あり、家屋全潰約 3,000、死者約 100 名 以上

地下室アスファルト防水施工に就いて

大 西 幸 七

編集部註 本稿は大分以前に投稿せられたものであるが、編輯の都合上掲載が遅れていたところ、筆者は故人となられた。今回漸く掲載の運びとなつたことを御遺族に御詫びすると共に、故人の御冥福を祈る次第である。

アスファルト防水施工法及び急所に就いては本誌四月號（第30輯昭和24年）で述べましたが、地下室防水に就いて聊か足らぬ點があるので茲に補足致します。

鐵筋建築の出現に伴い地下室も設けらるゝことになりましたが、大正末期から昭和にかけ地下室のアスファルト防水は駄目だ完全に出来ぬとの聲が盛んで、設計者の中にはアスファルト防水の設計を斷念され、またアスファルト防水を專業とする吾等も少なからず不安を感じ自信をすらし失なわんとしたものであります。地下室のアスファルト防水は實際駄目であろう。否決して駄目どころか地下室防水には只今の處アスファルト防水に優る工法はないと信じます。然らば完全に出来ぬと言われる原因は何處にあるか、防水資材の不良、施工者の不熟練にもありますが、より以上防水保護層施工上の不注意から防水層の破傷に最大の原因があるのであります。そこで地下防水の責任施工をするからには保護層施工迄防水業者に委かざるべきだとの説も樹て計畫もしましたが色々摩擦があつて實現を見ずに終りました。

大正昭和にかけ建築された地下2階3階を持つ地下室アスファルト防水の施工であります、今日尙異状をきません。是等は當時の材料も優秀であり施工も亦よろしきを得た事は勿論であります、より以上に賞賛すべきは防水押え保護層施工に萬全の注意を拂ひ防水層の使命目的を完全に發揮せしめる因を作られた現場指揮者監督者の功績であります。斯様に地下防水の成否は一に保護層施工の巧拙で左右されるものであることを記憶願ひ度いのであります。

地下室防水の施工を壁地の外側でするか内側でするかによつて外防水、内防水と區別できます。以下各工法に就いて述べましょう。

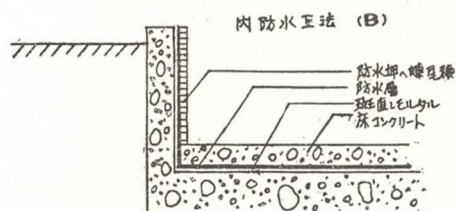
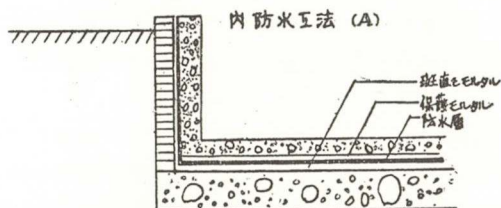
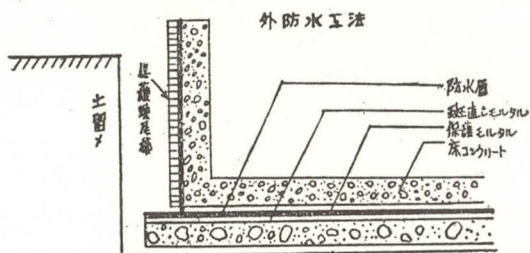
外防水工法

基礎コンクリート打ち村直しモルタル塗りたる上、床面に所定の仕様にもとずき防水層を施工する。フーチンは少なくとも50厘を見込まねばならぬ。と言うは後段で述べますが、壁地防水立上りの連絡箇所となるからであります。床防水施工完了せば直ちに床及壁の鐵筋配置をされるが、これは防水層を破傷する憂があるから、一應保護層として床にセメンモルタルを塗り然る後配筋作業に移ることが望ましいのであります。フーチンの防水層は連絡箇所として最も重要な部分であるから壁コンクリート打ち（煉瓦積み）のため損傷されぬよう充分の保護養生を怠つてはなりません。

壁地が出来ますと立上り防水施工の順序となりますが、先ずパネルを結んであつた鐵線とか釘等が頭を出しておらぬか充分檢べた上、壁地に村直しモルタルを塗り、フーチンの防水層はランプで焙り、充分掃除したる上各層亂れに此所で連絡して立上り防水を施工します。此の際繼手が俗にイモ繼と言ふ一ヶ所に集まらぬよう必ず注意せねばならぬ。此の繼手亂れに且つ充分ならしむるためフーチンは許す限り廣きを望む譯であります。壁地立上りは少なくとも地表面より20厘位高く上げておかぬと後日埋戻した場合地表面の雨水が流入する憂があります。

期くして防水施工終れば埋め戻すこととなりますが、埋戻す土砂に關心を拂ふぬと折角の防水層も損傷を招きます。フーチン防水層連絡の不充分

と共に地下室防水は駄目だとの聲の發せられる原因となりますから、埋め戻は直接せず一應保護層（煉瓦積み）を施工してから埋め戻すことが最も安全であります。保護層なしで埋め戻す場合は防水層に接する部分は是非細い土砂を以てするよう特に注意を拂わねばなりません。地下室防水工法としては外防水工法が理想的であります、基礎コンクリートを廣く打たねばならぬとか、堀方も壁地と土留めの間隔を少なく共1米位の余裕を作らねばならぬこと、フーチン防水層が損傷され易いこと、埋め戻に保護層を必要とする等の欠點もあります。



内防水工法

内防水は至極簡単であります。即ち基礎コンクリート打ちと共に防水下地壁を（普通煉瓦積）設け、村直しモルタル塗り床及壁地と引續き所定の防水層を施工し、床に保護層モルタル塗りの後、配筋コンクリート打つ順序となり、外防水と異り煉瓦積防水下地を設けねばならぬが、セキ板の片側となり防水損傷の憂も少なく防水工法としては最も安全な方法と言えます。近年地下防水と言え

ば殆ど内防水工法に設計されておる所以も茲にあると思います。

以上の防水層の施工順序とか方法に就いては前の拙稿を参照願うこととして二、三注意すべき點を述べましょう。

(1) 床コンクリートの厚さは充分水壓に耐えるよう計算されること。

(2) 防水層には必ず保護モルタルを施工してから配筋すること。

(3) 防水施工中は勿論、床及壁コンクリート充分硬化する迄晝夜排水を怠らぬこと。

(4) 配筋其他作業に依つて防水層に損傷を生じたる場合其の都度必ず防水業者に修理せしめること。

防水施工を終れば是れて防水は完全なりと考えられるが決して左様ではありません。特に地下室に於いては保護層の完全施工があつて初めて完成したと言えるのであります。然るに各種作業者は前掲の如く防水施工を終れば完成せりとの通念から自己の作業の可愛さから往々防水層を損傷してはならぬとの注意を怠り、萬一破傷しても深く意に留めず作業を進める結果、後日故障だ、アスファルト防水は駄目だと言はれる事になります。各種作業者は勿論現場指揮監督者も呉々も此點留意され、萬一損傷を發見せば必ず防水専門業者に補修せしめるようお願い度いのであります。

地下室アスファルト防水は現場指揮監督者と防水業者とが協力するならば必ず完全に出来ることを斷言いたしますと共に、安心して地下室アスファルト防水の計畫を願ひ度いと希望するものであります。

（筆者・前共榮瀝青工業株式會社社長）

強くて優雅な

リグノイド床

テックス
フローリング
気光式通風器



責任施工

田辺工業有限會社

大阪市面区江戸堀上邊一丁目五
電話土佐堀 (44) 2677

最近の電気内線工事の傾向

常 石 稔

屋内配線は建物の神経と云われる。まことに配線を除外して建物の効用は考えられない程重要な意義を有し乍ら、それが一般に餘り外部的に目立たない仕事である爲に施工は飽く迄「縁の下力持ち」的努力を要すると共に、又一面それだけ良心的な設計と高度の技術が要求される譯である。終戦後の内線工事はいわば應急のバラツク建築の當座の要求を満足する程度の所謂タタキ工事が多く、且工事に使用される材料が粗悪な製品しか求められず、加え工事人の免許制が撤廢された関係もあつて技術的水準は著しく低下したのであつた然し乍らかかる状態が永續する事はある得ず最近永久的な本格建築物の設計作業續出に伴い、その内部配線工事も亦戦前の技術的水準が一般に要望されるに至つて來た。今後復興が軌道に乗るに従い當然この傾向は増大するものと思われる。一口に屋内配線工事と云つても木造家屋の簡単な碍子引工事から露出配管工事、更に大ビルディングの打込配管工事に至る迄廣範な抽象的種別があり且住宅、事務所、ホテル、キャバレー、俱樂部、病院、工場等その建物の使用目的に依り夫等の内線工事内容に、具体的區分が生ずる譯である。従つて建造物の素材と用途に即應した設計と施工が要求される事となり、技術者の豊富な経験と高度の知識が必要となつて來る。

此所で参考迄に戦前の内線工事の技術的水準の例證を擧げるならば、吾々の居住している大阪に於いてその建設當時日本の最高度の設備を有すると喧傳された新大阪ホテルに施工された内線工事は、識別を容易ならしめる爲の彩色配線に依る電灯・豫備灯の設備、豫備灯電源としての舊電池及びガソリンエンジンの自動的切替に依る設備、更に信號装置としてはスプリングコンタクト使用による自動的室番號點灯インジケーター設備、ワンマンコントロールボード（中央監視盤）に依る電

力、瓦斯、蒸氣、溫度、濕度等の測定及び記録操作が集中的に掌握される設備、自動車呼出表示器設備等々今日から見ると想像外の完璧な仕事をこなして上げている。之でも歐米の第3流程度の商人ホテル級のものだと批評されたものである。又東京の明治生命ビルの電気設備等、とにかく使用材料の材質の點を除けば何とか米國あたりの2流、3流、程度のところまでは行つていたと云えるであらう。

それが戦争中の空白時代を経て終戦後の工事業界の亂脈振りが益々先進諸國から技術的水準を立ち後らせて了つてゐるのが實情であらう。然しこの立ち後れは否應なく取り戻さなければならないのである。前述の如き永久的本格建築物の建造は内線工事の立ち後れをそのままにして置くことを許さないからである。

此所に於て特に建築との關係について考えて見度いと思う。内線工事は結局のところ建築を離れて考えることは出来ないものである。設計及び施工全般に亘つて内線工事は建築の制約を一貫して受けつづける仕事である。從來もこの點に着目して建築技術者と電気技術者との協力提携を唱えた士も無いではなかつた。然し乍らこの問題が1つの建設業上の課題として眞正面から採り上げられたことは未だ聞かない。國土の大半を焼土と化した吾々がいよいよ本格的復興に立上ろうとするこの時に當り、私は特にこの機會にこの問題を眞剣に研究すべきものであると考える。而してこの機運こそが内線工事の傾向を決定するものであると思つてゐる。

内線工事の見せどころは「照明」である。照明の發達ということは植物や動物の油を使用した「ともしび」「ろうそく」の使用、更に石油、ガス電気の使用と人類發生の太古から現代に至る文化史の一断面とも云い得るが、之程に人間生活とは

不可分のものであるだけに内線工事技術者としてそれ丈研究の仕甲斐のある問題であろうかと思う照明はいわば内線工事の花であると云えるが、最近に於いて之は建築意匠との関係を離れては考えられぬものとなつて來た。即ち従來は電氣照明というものに関しては主として能率本位の考え方が採られて來ていた爲に、照明の装置及び器具自体についてのみ語られることが多かつたのであるが最近では照明の造型的效果と云うものが考えられる段階に進んで來ている。具体的に述べると、夏季には爽涼の感を與え、冬季には溫暖な感覺を與えるようなこと、又陳列されている商品がより美しい色彩的效果をもたらし、且灯下の人物のさまざまなポーズや更にその容貌、衣服等が陰影や半調子やハイライトの複雑なトーンの中に美しく生かされるようなことが照明に要求されて來ているのである。従來の如く單に一定の「ルクス」を充たす照度であればよいと云う單純な觀念は漸次改められつつあり、この傾向は照明界の革命として今後更に多角的な發展が期待される次第であるが、かくなれば建築意匠と設計と照明との関係はいよいよ密接不離のものとなり、照明を無視した建築設計、建築意匠を度外視した照明というものは、その何れも成り立たないこととなるであろう

この新傾向の照明方式は最近大阪の1流キャバレーに於て大膽に採用された。必齋橋通りの「シスコ」、戎橋畔「ドミノ」の照明は建築設計と意匠と相互に密接な有機的關連のもとに施工された又最近外誌の報ずるところによると米國ミシガン州のハーボル、シャイマー百貨店では建築家と電氣技師との協力研究により、地下から最上階に至る迄同一の光度に輝く照明装置を施して業界の評

判となつている由であり、このために百貨店の賣上も増加したとのことである。反之關西のある都市の某百貨店の照明に最近流行の螢光灯を使用したところ間接照明をねらつた點はよいとしても賣場の天井に縦横に樋を引廻しその樋の中に螢光灯をとりつけたため客の頭上に眞黒な樋が組連らねられた形となり不快な結果を招いているような實例もある。今少し建築設計者の照明に對する理解があればかかる結果は避け得られたのではなからうか。照明は勿論單にキャバレーや百貨店の如き消費生活面に於てのみでなく更にオフィス、工場家庭、と言う生産生活面、日常生活面に於いて將來いよいよ多面的に研究して行かねばならぬ課題であり、吾々の生活環境の向上、保健、衛生上の見地からもその研究の分野も多岐に亘ると思われる。

内線工事はその技術的水準に於いて現在誠心カムバツクしつつあると同時に配線では例えばビニール線等の誕生等により最も戰前より輕快なよい仕事が期待されるところまで來ており、又上に述べた照明方式の革命等、最近の動向は漸次活潑となつて來ている。内線工事が眞に建物の生氣潑刺たる神經としてその機能を果すに至ることを切望する。

(筆者・近畿電氣工事株式會社營業部長)

圖集並テキスト分頒について

懸賞入選「伸びる家」圖集は各方面の好評を傳しているが尙若干のストックあり、希望者には1部送料共218円、但會員は198円。尙品切れ中の實際に役立つ鋼構造計算法は第2回増刷した。1部送料共145円にて分頒中精々御宣傳御申込みを乞う。

ペデスタル杭
互費低廉・互期短縮
太洋組株式會社
大阪市北区綱笠町堂ビル3階
電話堀川 1820・951
(構内電話) 2667-8

ゴム床材
責任施工
S.Y. 印
キャストバリエム
キャストバタイル
東京部中央区日本橋馬喰町2-1
株式會社大和ゴム製作所
電話茅塚町 7720・7721
工場 本田・川端・寺島・山形

飲用水中の弗素とその除去装置について

— 三和銀行逆瀬川寮に於けるもの —

大 路 清 一 郎

三和銀行逆瀬川寮に設計施工した飲用水弗素除去装置に就いては、本會の主催で去る昭和24年11月12日當寮の見學會のあつた節、現地に於いて實際の設備を見て頂きそのとき簡単な説明をしたので、本稿の内容はその見學會に出席された方には既に大略お判りのことと思うが、そのときの説明に多少附言してみたい点もあり、茲に更めて稿を起すこととした。

1、飲用水中の弗素並にその影響

飲用水中に弗素（原素記號F）がある限度以上含有され、これを小兒期を通じ多年連續飲用すると歯に異状を來し、齒科學的に所謂斑狀齒（Mottled Teeth）の症狀を生ずる。之は一種の慢性弗素中毒症であつて諸外國にも斑狀齒は相當廣範圍に報告されているが我國においても2府20縣下140ヶ町村に存在していることが報ぜられている。その地域は概ね火山温泉に關係深い地方に多い。

斑狀齒については從來齒科學の分野において種々研究報告されているが、弗素の人体に對する影響に關しては生理學的或は病理學的には未開拓の分野が多く詳細な機構に就いて綜合的な研究報告はない。然しながら斑狀齒患者の濃厚な分布地帯の水には弗素が常に多量含有されていて、その除去方法を普及せしめることは公衆衛生上重要な問題である。斑狀齒の症狀も單一なものではなく弗素による侵蝕の程度により、（イ）齒牙表面の色澤異状色斑のあるもの、（ロ）琺瑯質の實質欠損のあるもの、（ハ）象牙質にまで及ぶ實際欠損のあるもの等種々の症狀がある。

こゝに興味あることは斑狀齒のある者においては齲齒が少い事實より上記の弗素により學童の齲齒の豫防の研究が一部に行われていることである。

斑狀齒を生ずる飲用水中の弗素の含有量に關しては該症が慢性症であり、その影響度の強弱個体の抵抗度等にも左右され、長年月の觀察と研究に

俟たねば割然とその限度を定め難いが、大略 0.5 ~ 0.6PPM (Parts Per Million の略字で1立の水中にある弗素量が0.5~0.6粒なることを意味する) であると言われる。

（以上は主として京都大學醫學部平田美穂氏、「弗素に關する醫學的研究」による）

2、飲用水の弗素含有量

この寮の所在地は兵庫縣武庫郡良元村字伊子志であり裏六甲地帯の東方の一翼内に位している。裏六甲地帯は斑狀齒患者が特に濃厚な密度で分布しており飲用水中の弗素による被害の調査並にその對策を樹てるために本年初め兵庫縣弗素被害對策委員會が結成され専門家によつて種々の角度から研究されている。

この委員會に依つて裏六甲地帯の廣汎な範圍に亙り水中の弗素含有量が測定された。調査地域は良元村、小濱村、塩瀬村、山口村、有馬町の1町4ヶ村に亙り水道水、井水（地表水、地下水）3,672件に及んでいる。

此の寮のある良元村に就いての調査成績を抜粹すると別表に示す通りである。

上記の弗素含有量は供試源水の採取季により必ずしも一定でなく相當範圍に季節的變動があるものと考えられる。

一方本寮内の井水は採取調査（昭和24年4月13日晴）の結果弗素の含有量は1.2PPMに達した。

3、弗素の除去方法

飲用水の過剰弗素量による斑狀齒豫防の根本對策は水中にある弗素を除去又は減少するより外に方法がない。その除去方法に關しては

（イ）取扱方法の簡單なること、

（ロ）設備並に維持費の低廉なること、

等が條件として取上げられる。

水中にある異物質の拆出、分離又は除去に關し

長元村における水の弗素含有量 (PPM)

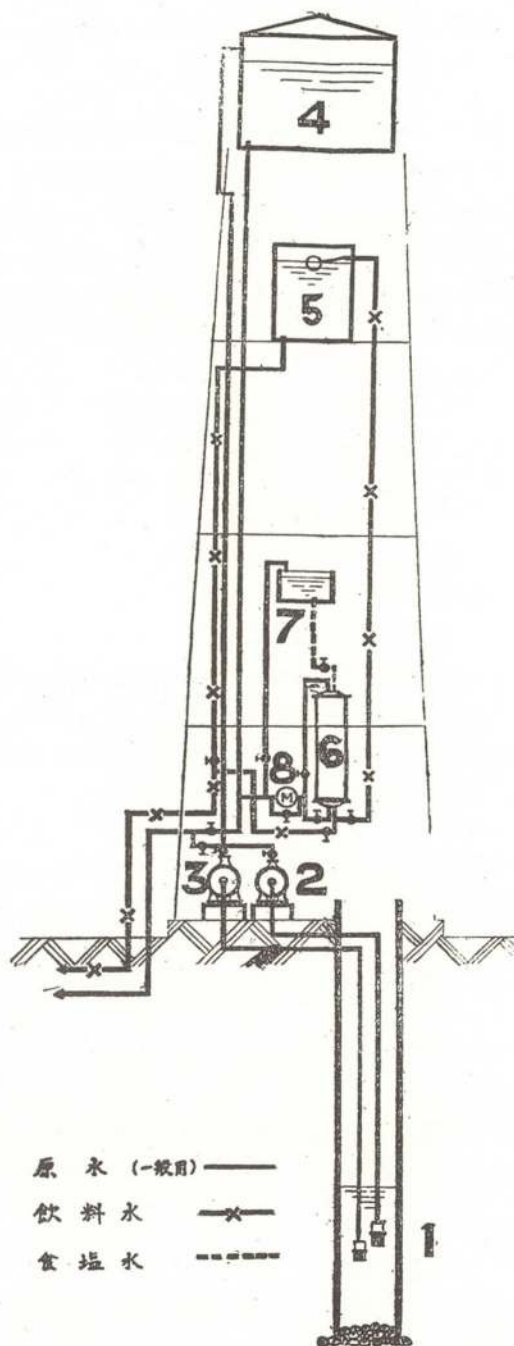
(昭和24年2月11日~28日調査)

(甲表) 水道水

F	宝塚	伊子志	小林	計
0.5		4		4
0.7		2	3	5
0.9		3	1	4
1.1			7	7
1.3			6	6
1.5		4	10	14
1.7	2	8	18	28
1.9	2	5	10	17
2.1	8	51	19	78
2.3	14	76	44	134
2.5	21	18	22	61
2.7	38	2	10	50
2.9	25	1	3	29
3.1	5	1		6
計	115	175	153	443

(乙表) 井水

F	宝塚	伊子志	小林	蔵人	鹿塩	計
0.1	3		20		23	46
0.3	2	4	17	12	14	49
0.5	4	8	28	41	5	86
0.7	1	10	33	35	6	85
0.9	1	2	35	28	8	74
1.1	5	3	90	21	4	123
1.3	6	4	66	13	1	90
1.5	3	15	42	1	4	65
1.7	2	20	39	2	3	66
1.9		14	27	5	7	53
2.1	1	9	11	2		23
2.3	6	5	19	2	2	34
2.5	2	4	4		2	12
2.7	5	1	3		1	10
2.9	3	1				4
3.1			1	2		3
3.3						
3.5	1					1
計	45	100	435	164	80	824



- | | |
|--------------|------------|
| 1. 井戸 | 5. 飲用水槽 |
| 2. 消火ポンプ | 6. 弗素除去濾過器 |
| 3. 揚水ポンプ | 7. 還元用食塩水槽 |
| 4. 高架(一般用)水槽 | 8. 量水器 |

て化學的方法又は物理的方法の何れか、或は双方併用等が考えられるが、最も簡単な方法としては氣曝も何も用いない單純濾過法が望ましい。この方法を取ることもし濾材として特種の合成樹脂を用いたが濾材の弗素除去能が低下した場合は食塩水でこれを洗滌することにより容易に該除去能を復元し得るので維持費は極めて低廉ですむ。この合成樹脂は芳香族アミンを母体とする陰イオン交換性合成樹脂即ち $R-NH^2-HCl$ の型になつてゐるもので次のような性情を持つてゐる。

色及形状 黒色、無定形の粒狀

大きさ 直径 0.2~2.0mm

眞比重(乾燥狀態) 約 1.30

見掛比容積(——) 1.4lit/kg

——(濕潤狀態) 2.1~2.3 lit/kg

上記の濾材は三菱化成製品でダイアイオン K と命名されている。

4. 弗素除去装置

上記の濾材を利用した本寮の飲用水の脱弗装置の大様は図示の通りである。

即ち図に示す通りこの寮の給水系統は(イ)一般並に消火用水系統と、(ロ)飲用水系統の2系統に分れ後者のみに弗素除去装置を取付けた。(ロ)の飲用水系統は食堂附屬炊事場、共同炊事場、家族寮室の流し等約50ヶ所の水栓に給水している。

濾材を充填した弗素除去装置の濾過器は堅型円筒形、鐵板製(内部珪藻引)とし直径420mm×高さ1,800mm濾材収容量60kgで高架水槽(未處理の原水を貯える)と飲用水槽(處理済の脱弗水を貯える)の兩槽内の水位差により濾過するようにし飲用水槽には球栓を取付け飲用水の使用に對し自動的に補充貯水し給水するようにしている。

濾材の還元用食塩水槽は角型木製とし濾過器の上方に取付けてあり弁の操作により一定濃度の食塩水を濾過器の下部より注入し濾材をその塩水中に浸さしめるようにしてある。

弗素除去装置の處理能力は原水約16,000lで寮の居住人員を400ととし約10日毎に還元することになつてゐる。飲用水の使用が豫定より増加した場合は10日以内でも還元せねばならないが還元操作を行わねばならない時期は量水器の読みにより略知り得る。

この除去装置により處理した脱弗成績に就いては10月下旬採水試験した結果を一例として下表に示す。

原水 還元後	水 日數	弗素含有量 濾後 残留弗素量 (PPM)	1.6 PPM 1.2 PPM 残留塩素量
第 1	日	0.1	80
2	〃	0.1	89
3	〃	0.3	86
4	〃	0.3	86
5	〃	0.35	62
6	〃	0.3	53
7	〃	0.35	50
8	〃	0.7	48
9	〃	0.8	44
10	〃	0.8	44

原水の弗素含有量が1.6PPMとあるのと本文中の1.2PPMが相違するがこれは季節的變動によるものと考えられる。上記の試験成績より第8日目には急に悪化しているがその原因も調べ向試験を重ねて適當な機會に報告したいと考えてゐる。

本装置の設計に關しては上記平田氏より種々指導を頂いた事を併せ記し謝意を表する。

(筆者・須賀工業株式會社技師)

理想的床材料

リノリウム  リノタイル

特製リノリウム糊

東洋リノリウム株式會社

本社・工場 兵庫縣伊丹市伊丹五五八 電話 伊丹1・51・69

大阪事務所 大阪市東區瓦町二丁目三和ビル
電話 北浜 375・376

東京支店 東京都中央區銀座四丁目三和ビル
電話 京橋 1701・2564



新制中學校舎の設計 計画について

富 田 清

1. 設計と技術

國民の教養と文化水準の向上を企圖して行われた學制改革に依つて、全國各市町村ともこれが實施に伴ひ獨立校舎の必要に迫られ23年度22年度と國庫補助の下、各々目途達成の爲校舎の建築が一應乏しい財源をやりくり捻出して營まれているがこの建築最中にある校舎の設計を一覽して見るに誠に寒心に耐へざるものが少なからず有る。斯うして設計を見ると、その設計に當る者の知識が余りにも舊套に走り過ぎ謂所、學校建築の中樞使命を考慮せず、大正年間の如き實に非衛生的なものを平然としている。建物は一度造營されると朽ちるまで其の原形は變る事はなく改造する事も容易でないから、その設計に當るものはよろしく環境學の上から、機亦機構學の上から、眞に其の土地に適應せる設計を達成しなければならないと思う。特に其の監督官廳の當時者は計畫原論の上から充分検討して、少なくとも文部省の示せる標準規準に添う如く、且つ有意義たらしめるよう指導いたしたきものである。それには一應關係市町村の當事者に對し、將來の學校建築は文部省の指示せる規格に準應せるものたる事と云う指令を發すると共に、その設計に當る者の知識啓蒙にも一助を與へられる事が、日本學校建築發展の上にも必要の事と思う。

2. 最近の設計を見て

全國各市町村に於いて、現在建築を完了せる校舎の設計内容を、計畫及構造の兩方面より一べつして見るに殆んど總べてが建築衛生學と云ふ事を忘却し、構造面からは主体構造が自然力に依る破壊と云う點に對して、不充分と思われる如き構造計畫が爲されている。地震國である我國の建築、特に多數の生徒を收容する學校建築に於いては、不時の破壊力に對して充分耐へ得るだけの構造を

有していなければならない。此點に對して監督官廳の係官は設計圖に對し充分検討を加へ、實施市町村の設計を指導しなければいけないと思う。先ず計畫面の上から検討して見るに、學習時に在る生徒の頭腦疲勞の主原因である通風換氣の問題、最も効力の有る上、下部の部分をつさいで、中性帶の部分に大きな窓を設け自然換氣の利用が計られておらず 採光の面に於いても南側窓は定つた行き方で先づ良としても、その窓の内容を4尺5寸と2尺内外の欄間を取つて、而かもその欄間を廻轉として管理其他の上から誠に不手際なものが見られる。晝光率も非常に少い處が田舎地方に多い亦一方都會地に於いては、2 段窓をとつて採光量を充分に取つているが、溫帶正に在る地域では直射日光の射入量が多い爲、却つて眩輝を増して窓近くの方は暑くて耐えられないと云う現象を呈している。防暑のカーテンなど入手出來ざる今日、斯うした窓の取り方は充分考慮して計畫すべきで有ると思う。むしろ斯る點は遮光庇の利用、ホッパ窓の設置などをなぜしないかと云ひたい。音響的に見て、又管理の部面から考へて、舊來の竿縁天井は是非共一考する余地がある。その原因として竿縁に依る音響擴散への障害之も、將來は是非共打上天井とか、或は纖維板又はベニヤ板の使用等音響的な考慮を拂つて欲しいと思う。それと共に室内氣候、塵埃の問題も充分攻究して高度の處理方法を設計に表わし、學ぶ者をして恒に快感の狀態に於いて講義を受け得られるようなクラスルームたらしめたいものである。又構造部面より主体構造を見るに、主体骨組の部材配置が全く當つていと云うのは、力學の進歩せる今日少しも構造計算が施されず、舊套然たるものである。これ等は計算に基いて適寸材の使用と、進歩せる繼手仕口を充分利用すべきものと思う。特に水平力

に対する構造の脆弱さ、剛構造に対する筋違、方杖の使用が間違っているもの、實に指摘すればいとまなきものがある。これ等も関係者に於いて事務的に取扱はず、技術部より慎重によく検討して、構造上の弱點、不合理の個處はどしどし指適改善して、眞に文化國家にふさはしい學舎を建築したきものである。

3. 計画規準を見て

第3001號、第3002號に基く設計々畫、構造計畫を見るに、中間々仕切の添柱はむしろ外側にもつて行く可きではなからうか。勿論教室内へ對稱に添柱を取つたものと思うが、平家建の場合添柱を必要としようか。方杖もかひ方杖よりもむしろ最初から狭方杖を合掌まで延ばして、ボルト締又は釘打ちにする方が強度の上から云つていいと思う。技術の低下している今日、筋違を4寸5分3つ割を使用し、水平力に依る挫屈に對して間柱を大入にして、これを防ぐと云う事は少々難點が有る様に思われる、と云うのは技術の劣つてゐる今日意志通りに間柱の仕口、切込が出来、ピッタリ嵌込み得るか云々と、なかなか至難でそうはかどらない。すると何れかの部分で障害を生じて來る事になる。少々の木材は無駄になるかと思われるが眞物を使ひ、これに指示する如き仕口を用ひ大釘を以て留め、兩端を柱にボルトを以て締付けの方が強度上安全な施工方法と思われる。

次に窓の取り方であるが、寒帶區に屬する地方は、あの2段窓で採光と自然暖房とを兼ねて最良の方法を考えられるが、溫帶區に屬する地方は、余り太陽の直射光が強くて、窓近くの生徒はむしろ暑さを感じるようで、却つて視力の上から言つてもいいとは云えない。むしろこうした地區では適當の窓機關を爲すような指示が有つていいと思われる。根搦の貫も楔打ちと同時に釘打併用が望ましい。最終年度の本年、國庫補助が中止とか有るとか言われているが、若し繼續される場合は舊年に増して新建築が實施される事と思うが、設計の任にあたるもの將亦指導の任に當るもの、よろしく斯うした點に留意の上、永久に利用度の高度なる學校建築を完成したいものである。

(筆者・富田建築設計事務所所長)

相互幹旋

○求 職

1. 中學出英文タイプ心得あり 男21才 裝飾店見習希望、付き込み夜學に通ひたし。
1. 關西高工建築科出身、設計現場出張所長等経験者 50才 勤務地何れにても可、給與等に希望條件なし。
1. 福井工專建築出身 19才。關西工學校建築科出身 30才。設計實務経験者 39才。

○人を求む

大學建築科卒業80才迄の設計計算に興味を有し研究をなさんとする者、勤務地徳島、宿舍設備あり、相當待遇、研究費支給。

○求 婚

1. 九州支部會員、九大土木工學出身、大正15年生、田畑宅地家屋を有し生活普通、20才前後の女專程度出身の方を希望。
1. 京大建築科出身 27才、官吏適當嫁を求む。

○土地家屋譲渡

1. 廣島市牛田町早稻田宅地 100坪、交通便、閑靜の地。
1. 京都市島原及桃山附近神戸市楠町高級住宅。
1. 吹田(京阪神急行千里山線)敷地 114坪、平家建坪引、約50万円位。

以上連絡は本會事務局宛の事

記事脱落追加

前號(7月號)に掲載致しました田邊平學先生の「プレコンに就て」の本文中、11頁上から25行目の「現在プレコンを企業化している後記の2會社に於いても」の次にその後記が脱落している形になっておりますが、後記は紙面の都合で割愛したのですが、その2會社とは次の2會社である事を追記致します。

1. 日本プレコン建築株式會社
東京都中央区日本橋江戸橋1丁目15番地
2. ユタカプレコン建築株式會社
名古屋市中區新榮町4丁目17番地

日本の災害史とその対策

中野吉彌

はしがき

日本に於ける天災地變は枚舉にいとまがない。日本の歴史は災害に始まり災害に終つてゐると謂うても過言ではないのである。

火災において神代からの火災國である點、その他雷災、戦災、水災、風災等乏しき資料に依るだけでも、すべてが災害で一貫した歴史をもつて今日に至つてゐる。

第1章においては日本の天災地變を探り、第2章においてその対策を論述するゆえんのものは、日本が世界でも有数な災害國であつて、われわれが過去の日本歴史で學び、そして教えられて來た御めでたい國では決してないことを知ると共に、その対策を敗戦という現実から焦土と化した戦災都市の復興に今にして寄與しなければ、日本の災害史は今後も永久に繰り返されるであろうことを恐れるからに外ならない。

第一章 日本の災害史

太古史

彦火々出見尊降臨の際、御母木花開耶姫命が産屋に火を發した傳説があるが、それが事実とすれば、日本に於ける天災地變の始まりである。

上古史

推古天皇（西暦601年）31年霖雨大水あり。34年久しく霖雨、6月雪降り天下大いに飢ゆ。

中古史

天智天皇（西暦662年）4年秋大水あり。
弘文天皇（西暦672年）1年6月京師大地震あり。
持統天皇（西暦686年）6年5月大水あり。
聖武天皇（西暦724年）天平6年6月大地震あり。同17年夏より秋に至るまで地震多し。

桓武天皇（西暦781年）延暦19年春夏に富士山爆發す。同21年富士山爆發熔岩足柄の路塞ぎ箱根の路を開く
平城天皇（西暦806年）大同元年8月大水、近畿地方被害多し。同3年平靈京の右京衛の坊失火し、民家180戸を延焼す。

嵯峨天皇（西暦810年）大同4年9月暴風家屋を倒す。
淳和天皇（西暦824年）弘仁9年7月坂東諸國地震あり山崩れ民多く死す。
仁明天皇（西暦828年）天長4年地大に震い多く舍屋を

倒す。年をこえて止まず。同7年1月出羽地震で城壊る。7月雷禁内に震して火災あり。

文德天皇（西暦848年）嘉祥4年8月大雨出水、人畜の損害多し、同3年7月大雨大極殿こわる。

仁壽元年8月大雨風水害あり。

嘉衡3年地歴々震い京師及城南の屋舎壊れ佛塔傾く
清和天皇（西暦857年）天安2年5月大雨出水、溺死する者多し。

陽成天皇（西暦859年）貞觀元年8月霖雨5月より8月に及び大水、地震に震え同2年霖雨多く京師大水。同7年大風雨水害多し。同8年3月應天門火あり。同11年5月陸奥地大いに震い山裂け海荒る。7月肥後の海荒れ6郡を没す。同13年8月大雨鴨河出水民舎を壊す。同16年1月冷泉院火あり圖書財宝を焼く同18年4月大極殿火災、數日間滅せず。

光孝天皇（西暦877年）元慶4年12月地大いに震い、大極殿壊れ京師の民家多く壊る。

宇多天皇（西暦885年）仁和3年7月地大いに震う。

同3年8月大風雨、京師の民舎多く倒れ壓死する者多し、鴨河、葛野河出水す。

醍醐天皇（西暦889年）昌泰2年台風あり、大極殿、高御座、中務省正廳皆傾き京師の民舎多く壊る。同14年5月東京火災あり、600余家を延焼す。

朱雀天皇（西暦931年）延長元年京師歴々火災あり。

同7年大風雨、鴨河決壊し東西の民舎多く倒る。同8年8月清涼殿に落雷す。

村上天皇（西暦938年）天慶元年地歴々震い多大雪深さ丈に及び鴨河出水し民屋多く倒る。同2年平將門反し火を東西京に放つ。同7年大風京師の民舎壊る。天曆元年大風、河出水し宮内屋舎多く倒る。同2年秋に大風あり民舎倒る。同4年朱雀院火災あり。天德2年二條院火あり。同4年9月禁中火あり。溫明殿、宜陽殿の歴代の神器、重器、文書多く焼きつくす。10月大學寮火災あり。

應和2年京師洪水あり、鴨河堤法壊す。

冷泉天皇（西暦964年）康保3年8月京師洪水あり、民舎多く漂没す。

圓融天皇（西暦968年）安和2年7月大風雨あり、宮門

官舎多く壊る。

天延元年4月、盜賊源満仲の家を焚く、延焼すること300余宇なり。

貞元元年5月禁内火あり。6月地大い震う、9月に至るも止まず。

天元3年7月大風雨あり木折れ屋を倒し、美福門、皇嘉門、達智門、羅城門及諸堂多く倒る。洪水により東西民舎多く漂流す。11月禁内火あり、殿舎多く焼く。同5年春京師盜多く火を放つ。6月盜賊により式乾門を焚く。11月禁内火あり。

一條天皇(西暦987年)永祥元年8月大風あり、朝集堂、應天門、東西廊40間及會昌門、東西廊14間顛倒し、其他官舎門舎多く破損す。諸國洪水あり。

正暦元年2月西寺火災あり。同5年2月盜賊、後涼殿及弘徽殿飛香舎を焚く。

長徳2、3年京師屢々火災あり。

長保元年4月禁中火災あり。同2年8月大水、鴨河溢れ京極以西人家壊る。同3年11月禁中火あり。

三條天皇(西暦1004年)寛弘2年2月大藏省火災あり。11月禁内火災あり神器大刀契焚す。同6年10月一條院火災あり延基天曆以來累朝の宝器を盡く焚く。

後一條天皇(西暦1012年)長和3年2月禁内火災あり。

3月内藏寮、掃部寮火災累代の寶器、藥物盡く焼く。寛仁3年4月盜賊襲、芳舎を焚く。

万壽4年右近衛府の圖書寮火災あり。

後朱雀天皇(西暦1028年)長元7年8月大風の爲洪水あり八省二字、異角廊、應天門並東西廊及社寺民屋多く倒壊す。淀河水溢れ民舎害を被る。

長暦3年6月禁内火災あり。

長久元年5月京師の盜賊火を放つ。7月大風あり。八省院倒る。9月京極院火災あり。同3年正月圖書寮火災あり。12月禁内火災あり。

後白河天皇(西暦1046年)永承元年2月大政官の朝所焼失す。同3年6月閑院焼失す。11月禁内火災あり。

康平元年2月禁内火あり大極殿、中和院、朝集堂延焼し後屢々火災あり。同2年正月一條院焼失す。

白河天皇(西暦1069年)延久元年9月大風雨あり廬舎多く倒壊す。

承保元年延暦寺の僧徒円城寺を焚く。同3年2月伊勢内宮の外院焼失し累代の文簿盡す。同年4月春、賀陽、高倉、三條の三院火災にて焼失す。

永和2年7月大内火災あり。

堀河天皇(西暦1087年)寛治元年2月京師火災あり、大炊御門以北一條以南東洞院以西室町以東皆焚く。同6年3月京師火災あり延焼10余町に及ぶ。

鳥羽天皇(西暦1118年)元承2年5月延暦寺の僧徒、觀音寺、一條寺を焚き又円城寺を焚く。

崇徳天皇(西暦1120年)保安2年京師盜起り火を放つ。天治2年12月京都大火あり沿道の家60余町灰燼となり六角堂を焼く、創立より500年を経たものなり。

長承3年9月大風、諸司舎及び京師民家被害多し。

近衛天皇(西暦1142年)康治元年5月洪水大内及び攝政の邸水満ちて海の如し。

久安4年6月禁内火災あり。

高倉天皇(西暦1168年)仁安3年2月京師大火3千余戸を焼失し、千年堂、悲田院、京極等皆災に罹る。

承安3年5月霖雨洪水の爲河邊の人家多く流損す。

安徳天皇(西暦1177年)治承元年3月京師大火大内山に及び大極殿、八省院悉く焚き2万余戸を焼失す。建都以來の大火なり。同3年11月地大いに震う。同4年12月円城寺、興福寺、東大寺焼失す。

近古史

後鳥羽天皇(西暦1185年)文治元年7月京都の地大いに震い官舎佛寺破壊し死者多し。

土御門天皇(西暦1199年)正治元年5月京師大水あり。

建仁3年12月二條殿火災あり。

順徳天皇(西暦1207年)承元元年9月朱雀門焼失す。

建暦元年10月朱雀門倒る。

建保元年京師屢々火災あり。同2年12月新院、御所、大炊御門、京極殿火災あり。同4年8月大風、木を折り屋をあばき、太政官廳、南門、東院、大炊寮門倒す。同5年9月大風の爲朱雀門倒る。同6年4月京師火災あり延焼100余町に及ぶ。

仲恭天皇(西暦1219年)承久元年4月京師大火あり。7月源頼茂反し火を仁壽殿に火を放ち殿舎宝物を焚く。

後堀河天皇(西暦1225年)嘉祿2年6月梅小路、堀川宗隆火庫火災あり、和漢書籍灰燼となる。又官の文殿火災にて焼失し、累代の文書悉く焼失す。

安貞元年4月京師大火あり延焼して大内に及ぶ。是の年地大いに震う。

四條天皇(西暦1233年)天福3年3月大風藻壁門倒る。

後深草天皇(西暦1246年)寛元4年4月三條坊門火災あり。6月京師火災あり、六角壺、因幡堂、公卿第、數十ヶ所延焼す。

建長元年3月京師大火、延焼して蓮華3院に及ぶ。

正嘉2年4月大炊御門火災にて焼失す。

龜山天皇(西暦1259年)正元元年5月閑院火災あり。

弘長3年京師諸國大風のため屋を壊す。

御宇多天皇(西暦1264年)文永5年正月京師大火あり。

同6年京師大火延焼して蓮華院に及び大外記師兼
文書焼失す。同7年8月五條殿火災にて焼失す。

建治3年7月京師大火あり延焼して六條殿に及ぶ。

伏見天皇（西暦1278年）弘安元年二僧殿火災あり。同4
年8月大風雷あり。同7年4月京師大水あり。

正應3年3月脱淺原爲頼亂れ火を放ち皇居焼失す。

後伏見天皇（西暦1293年）永仁5年4月冷泉宮小路殿火
災あり。

花園天皇（西暦1311年）應長元年11月宇治橋火災焼失す
正和3年2月尊勝寺、最勝寺火災にて焼失す。

後醍醐天皇（西暦137年）文保元年正月地大いに震い連
日止まず。

正中2年地大いに震う。

元弘元年7月地大いに震い富士山數百丈崩れる。

後村上天皇（西暦1340年）興應6年及貞和元年8月京師
地震う。正平元年及貞和2年9月京師大風屋を倒す
正平2年及貞和3年5月京師地大いに震う。正平5
年及觀應元年5月京師地大いに震い7月に至り大水
あり。正平6年及觀應2年2月京師地大いに震う。
正平8年及文和2年4月京師大風、眞言院倒壊す。
正平11年及延文元年7月京師地大いに震い8月大風
洪水にて太政官廳門倒る。正平13年及延文2年5月
京師地大いに震う。正平16年及康安元年6月より12
月迄京師大いに震うこと9回。正平20年及貞治4年
正月京師屢々火災あり正平21年及貞治5年6月京師
大風あり眞言院倒壊す。

長慶天皇（西暦1368年）正平24年及應安2年7月、建徳
3年及應安4年3月京師地大いに震う。

後龜山天皇（西暦1383年）弘和3年及永徳3年4月、天
中8年及明德2年10月京師地大いに震う。

稱光天皇（西暦1394年）應永8年7月伏見殿火災あり累
代御記文書樂器悉く亡ぶ。同12年6月祇園社島居倒
る。同13年大風あり太政官廳倒壊す。同23年6月土
御門、烏丸火災あり上皇宮廷延焼す。同30年地震々
震う。同33年五條火災あり延焼して二條に及ぶ、後
屢々火災あり損失凡そ100余町なり。

後花園天皇（西暦1429年）永享5年9月地震々震い止ま
らざること2旬余。同6年2月京師火災あり因幡堂
万壽寺に延焼して焼失1万余家なり。同7年11月八
坂塔火災あり。

嘉吉元年5月洪水にて鴨河四條、五條橋流失す。6月
大風にて太政官廳、西廊倒壊す。同3年2月押小路
火災にて延焼すること三條坊門に及ぶ。

文安5年4月より6月まで地震々震い、7月洪水あり
て五條、鴨多橋壊れ人多く溺死す。

後土御門天皇（西暦1460年）寛正元年2月地震々震う。

應仁元年5月戦續き火災あり。6月東軍一色氏、第を
焼き延焼18町に及ぶ。9月淨華院其他第を焼く。

文明2年10月相國寺大塔火災にて焼失す。同7年2月
安樂院火災にて延焼數百戸に及ぶ。8月鴨河洪水に
て宮垣没す。同8年11月室町行宮火災にて歴代の典
籍器物焚蕩遺すことなし。同11年京師火災屢々起る
同18年大風禁闕北門倒れ諸第民家多く倒る。

後柏原天皇（西暦1492年）明應3年7月四條火災起り下
京66町延焼す。同9年7月柳原火災起り百余町延焼
し公卿以下の第宅2万余家文書貨財多く蕩盡す。

永正7年8月東國地大いに震い遠江尤も甚し。陸地陷
裂、濱名湖と通ず。今切の渡が是である。

後奈良天皇（西暦1532年）天文4年2月大風雨あり日華
門倒る。同5年7月延暦寺衆徒、日蓮宗21寺を焼き
市街地延焼算なし。同13年7月京師大洪水あり、四
條、五條橋流失し、皇居に及び西垣門壊る。

正親町天皇（西暦1558年）弘治3年4月上京火災あり、
4百余家を延焼す。

永祿10年10月火を失して大佛殿を延焼す。

元龜2年9月信長叡山を焼く。

後陽成天皇（西暦1573年）天正元年4月京師大火あり、
128ヶ所に及ぶ。同5年8月又大佛殿を焼く。大阪
城天主閣を焼く。同13年11月地大いに震う。

後水尾天皇（西暦1596年）慶長元年7月京畿大風害あり
地大いに震い大佛殿、北野經堂、東寺、金堂皆壊れ
伏見城倒る。

明正天皇（西暦1624年）寛永4年11月富士山噴火す。同
10年正月關東地大いに震い箱根山崩る。同11年7月
江戸西城火災あり。同16年6月江戸城火あり殿宇蕩
盡す。同17年夏、松前宇知浦海溢れ山火を發し焦土
海に入り一大島を成す。同18年江戸火あり。

後光明天皇（西暦1648年）慶安2年6月江戸地大いに震
い官邸市會殆ど倒る。同3年3月東國地大いに震う
4月家光六諸侯に命じ城の内外火を失せば急に騎を
發して來援さす。諸侯の防火にあてる事此に始まる
後西院天皇（西暦1652年）承應2年6月大内火あり僅に
文庫一字を存ずるのみ。

明暦3年正月江戸風害火を失す。本郷より南八丁堀に
至り小石川以内幾町以東皆焚き延焼して牙城貳城に
及ぶ。火災止まざること同日、邸舍街坊悉く焦土と
なる。開府以來の災害なり。

万治元年12月伊勢内宮火災あり。同3年5月諸國大水
あり。

靈元天皇（西暦1661年）寛文元年正月皇居火災あり公卿

の第邸 119、佛寺10余、民屋 960 余戸を延焼す。同 2 年 3 月京師地震い銅佛破壊す。5 月京師大いに震い殿屋民舎、城廓、橋梁悉く崩る。同 5 年雷大阪の天主閣を震し、火薬庫火に遭うて爆發す。

延宝元年 5 月京師大火延焼して皇居に及び 5 千余字なり同 2 年 4 月畿内大水あり三條橋壊る。11 月大内成る是の夜京師火を失し行宮及び経神の宅 60 余字を延焼す。12 月仙洞御所及び東福門院火災あり。同 5 年 10 月常陸、陸奥逆浪陸を浸す。

東山天皇（西暦 1684 年）貞享元年 2 月伊豆大島爆發し灰砂海を填めて山と成る。

元祿 4 年 8 月幕府奏して防火局を建禮門院の南に起し近畿の諸侯を半歳毎に交代せしむ。同 11 年數寄屋街火を發し南風猛烈、延焼 2 里余、寛永寺の坊舎蕩盡し唯中堂、文球堂僅に免る。之を中堂の火と云う。同 15 年 6 月洛中洪水雷震 98ヶ所、河水大いに漲る。同 16 年 10 月江戸地震い城廓多く壊れ安房二總、伊豆相模海溢れ民家没す。爾後地震う事一日或は數 10 次小石川火災あり延焼して本町深川に至り兩國橋焚く中御門天皇（西暦 1704 年）宝永 4 年東海道の地大いに震い遠江海嘯。10 月伊勢、近江、美濃、尾張、駿河、海溢れ、荒井、白須賀の 2 驛を没す。11 月駿河、遠江の地大いに震う。故に一度火を失すれば延焼數里令を下し屋を葺くに一に瓦を用い或は墾土を以て之を塗らしめ其資材を貸す、又廣衛を作り長堤を築き以て防火に便にす。而して市街に命じて救火夫（消防手）を置く。凡そ 40 余團伊呂波を以て號となし火起る毎に之を驅つて消火せしむ。之によつて府下の火災漸く減す。同 5 年 3 月大風、京師火災あり皇宮災に罹る。是の日 1 万 3 百余家延焼す。12 月浅間嶽焚き聲雷の如し。近くの諸國皆灰砂をふる。

正徳 3 年堪木町、油小路火災あり公卿邸第 17、民屋千百戸焼失す。

櫻町天皇（西暦 1716 年）享保 2 年正月江戸火災あり廊内諸第盡く延焼す。同 9 年 2 月大阪火災あり。同 13 年 2 月江戸火災あり府下市街年を経て繁盛し屋宇漸比隙地なし。同 15 年京師火災あり公卿邸第及民屋 2790 戸延焼し西陣嶽 3 万余灰燼となる。同 18 年富士山噴火し土砂灰を降らし闇夜の如き事 3 日、地没する事 5 尺、相模川壅塞す、今々雪ふり火始めて滅失す、岳麓（素走口）別に一峯を生じ宝永山と呼ぶ。

元文 5 年 7 月京都大水あり三條橋壊る。

寛保 2 年 7 月畿内、東海、東山、北陸大雨洪水となり堤防決潰屋宇没す。8 月大雨連旬に及び三條橋壊る

桃園天皇（西暦 1747 年）寛延 2 年 8 月風雨大雷あり、二

條城天主閣雷震の爲に焼く。

後櫻町天皇（1751 年）宝暦元年 4 月越後の地大いに震い半夜 30 余回、盧舎盡く壊る。同 7 年 4 月東海、北陸大水あり。同 9 年 5 月加賀金澤火災あり城邑市街灰燼となる。同 10 年江戸大火あり数日止まず、延焼 2 千余街、永代、両國の諸橋盡く焚く。

後桃園天皇（西暦 1764 年）明和 2 年 4 月大雨あり鴨河氾濫し賀茂祭を行えず、明日浮橋を設け祭事を行う。

光格天皇（1772 年）安永元年 2 月江戸火災、廊内に延焼し寛永寺山王の祠蕩盡す。明暦以降の火災なり。7 月西海大風水害、長崎の海溢る。8 月東海、南海大風、屋を倒し樹を抜く。同 2 年 7 月大風雨あり、諸道洪水にて行旅通ぜず。同 7 年 7 月京師大水あり第壙を壊し溝渠皆溢る。9 月大隅、薩摩の地大いに震い櫻島焚き沙石を雨し、10 月に至り、火始めて止む櫻島周圍 7 里、土沃にして人稠し、屋舎田園皆煙没す。海中數小島を涌出す。伊勢、尾張迄灰飛ぶ。

天明 2 年 7 月關東地震い相模最も甚し、箱根山崩れ小田原城壊る。同 3 年 5 月草津温泉暴涌し浴人爛死す雨夜餘災を生ず。6 月關東諸國大水あり冷さ深秋の如し。7 月上野信濃の地大いに震い浅間嶽噴火し熱泥空湧し腥臭數里外に聞ゆ。利根川溢れ 40 余村を没す。罹災の地方 20 余里。同 6 年 7 月關東大水あり江戸尤も甚し、街頭水深き所 6 又は 7 尺なり。同 8 年正月釐下火あり。此曉建仁寺、團栗橋町失火し東南風烈しく、火京中延焼し皇居仙洞及二條本丸を焼き災害地域は東大和路より西千本に至り南七條より北玄番町に至る。皇居、仙院、公卿邸第 130、武家邸第 60、大小院 920 字、人家 18,300 間、灰燼となる應仁以來の大火なり。

寛政 4 年 4 月肥前の温仙嶽噴火し地震數日、山崩れ海溢れ盧舎を漂没す。

享和 3 年 3 月江戸大火あり侯邸、市舎延焼し約 28 万余戸焼く。同 4 年 8 月江戸永代橋斷墜溺死者多し、深川八幡の神會に參る者陸續として橋により禍となる

仁孝天皇（西暦 1818 年）文政 11 年秋大風水害、西南諸國尤も甚し。同 12 年 3 月江戸大火、約 11 万 9 千戸焚く天保元年 3 月伊勢神宮火災あり。7 月京師の地大いに震い城郭宮垣盡く壊る。同 8 年大阪市街大塩行素のため放火され火災兩日にわたり燃え市會災に罹る者 18,000 余戸。同 9 年 3 月江戸西城火災あり。

孝明天皇（西暦 1844 年）弘化元年 5 月江戸城火災あり。同 3 年 7 月京都大水あり三條、五條橋壊る。同 4 年 3 月信濃地大いに震う。同 5 年 5 月江戸城火災あり同 6 年 2 月豆、相、參、遠の地大いに震い、箱根、

足柄の諸山崩れ小田原城壊る。
嘉永5年7月洪水にて三條、五條橋壊る。8月又洪水
舟橋を以て往來を通ず。
安政元年4月大内火あり皇居其他6,993戸を焼く。11
月畿内の地大いに震う。同2年10月江戸の地震う。
初め東南光あること火の如く俄に震蕩す。邸第盧舎
傾倒し一の全きものなし、火災20余町に起り曉に止
む、余震3日始めて止む。同3年8月江戸大風雨、
屋根皆飛び海盜る。同6年10月江戸城火災あり。
万延3年6月江戸西城火災あり。11月江戸城火災にて
焼失す。
万治元年7月長藩の兵、關を犯す。兵火3日にして京
師大半焦土となる。

その後は明治、大正、昭和となつて今日に至る譯であ
るが、紙数の都合上稿を改めることゝし省略する。

第二章 「対 策」

以上の日本の災害史から、如何に天災地變が多いかが
了解されたことゝ信ずるがこの資料は日本の災害史の全
てではなく、代表的なものに過ぎない。斯くの如く歴史
上に記録された災害は、全てがその當時に於ける未曾有
の災害ばかりである譯で、歴史の中に記録される災害の
数行の文字から、その當時の惨狀を知ることが出来ない
が歴史は常に後世の人が作るものであり、後世の歴史家は
哀しい災害の思い出を忘れようとし書き落そうと努め、
その災害の眞實を傳えたがらないのが常識である。それ
は全くいけないことである。吾々が災害のある度毎に考
えることは、常に正しい歴史を正確に伝える資料を残す
こと、過去の災害を正しく伝える歴史人でなければなら
ないことを痛感する。溫古知新ということわざは、この
場合常に過去の災害に想いをさせ、それに對する對策を
練りその對策を万難を排して實行することゝなければなら
ない。

然し天災地變には、火災、震災、雷災、戦災、水災、
風災ありて、その對策も多種多様である。要は一部を除
き全て防火に歸一するのである。防火こそ天災地變に對
する唯一の對策でなければならないのである。その個々
について、具体的にその對策を述べ御参考にしよう。

①火災に對する對策

災害の中で火災程恐ろしいものはなく、日本の災害史
の大半が殆んど火災であるといつても過言ではない。そ
の恐るべき火災が今も尙相変わらず續行され家を建てゝは
焼き財を蓄えては焼きしているのである。火災發生の数
に於いて世界でも有数な火災國であることと、大火災の

幾つかが世界大火史の中に記録されていることは決して
名譽なことではない。その原因が日本人が火の取扱を粗
末にするからであり、又火の要心が足りないからであろ
うが、實際に於いて日本人程世界で一番火を恐れる國民
であり、火に對して注意深い民族はないのである。

最も火を恐れ火の要心をする我國になぜ火災が多いか
という、日本の家屋が木と紙で構成され非常に燃え易
く且つ燃え移り易い開放的な木造家屋であることである

ニューヨーク市、ロンドン市、モスクワ市の全てが不
燃化都市として今日に至つた原因が、戦火と大火の歴史
的試練の中から不燃化建築でなければならないという結
論が生れ、それを忠實に實行して今日の如き不燃化都市
として實現しているのである。

大平洋戦争のみじめな敗北に依つて得た焦土と化した
都市の復興に、終戦後5年を迎えた今も尙相変わらず木と
紙で出来ている木造のバラック建が建築せられつゝある
現状から、如何に大掛りにラジオで火の要心を呼びつづ
けても、消防局が如何に宣傳普及に努力し消防施設を完
備しても、火災國としての汚名は永久に拭い去ることは
出来ないであろう。

今後の日本の都市建築物は、如何に進むべきか又如何
にあるべきかは判然としている。

これからの建築物は、全て鐵筋コンクリート造の如き
不燃化建築でなければならない以上、不燃化建築物で日
本の都市が構成された時こそ全てが解決されるのである

不燃化建築物の出現こそ火災國日本を救う唯一のキ
ポイントである。而し資材と資金の不足から、之が急速
な實現は不可能視され出現への障害となつているのであ
るが、耐火建築物の融資と補助による既存の木造家屋の
防火改修と、更に耐火構造でなければ建築出来ない甲種
防火地區の増設と擴張が望ましい。今後の戦災都市の復
舊には燃えない都市への出現に向つての吾々の一段の努
力と市民の協力と理解とが必要である。

②震災に對する對策

日本が地震國であることは又余りにも有名である。日
本は南から北へ二つの地震帯に挟まれており昔から地震
には顔々として見舞われ、その災害も又多いのである。

火山性地震、非火山性地震等枚舉に盡かないが、その
内で火山性地震はその数は少く被害も大した事はないの
である。

而し非火山性地震は陥落性地震と構造性地震とに分け
られ、日本の震災の多くは之に依るものが多い。陥落性
地震による例は多くはなく、被害もたいして大きくはな
いが、(明治32年攝津有馬地方の鳴瀬地震は之である)
構造性地震による被害は大きく記録される地震の多くは

この種に属している。地盤地震、断層地震というのは、其の地震の結果又は同時に出来る地形の変化であつて、地殻の構造に起る地震で海嘯が附きものであり、この海嘯による被害が又日本では大きいのである。

世界屈指の地震國である日本の都市は危険な状態に曝されている。大地震と大火災は緊密な關係にあり、あの關東大震災に於ける東京と横濱の被害は火災によつて焦土となつてゐることを知らねばならない。

地震が四六時中繰り返される日本に於いてその被害をより少くする対策は、耐震的な且つ耐火的な構造の建築物でなければならないことである。

③風災に対する対策

日本は又世界的によく知られた暴風國である。風災による被害も又日本には枚舉の盡かない程である。日本が台風圏内にあり、その通過する道筋になつてゐる事ではあるが、暴風による火災、暴風による水害も又必ずつきものである。

明和9年(西暦1772年)の江戸の大火、昭和9年の關西の風水害等はその顯著な一例である。

風災に対する対策は耐風の建築構造の建築物であると同時に、防火的な構造でなければならないことは云う迄もない。

④水災に対する対策

日本程雨が多し又洪水の多い國はない。之は山が多く海岸迄の距離が短いことにもよるのであるが、之が対策は山野の樹木の亂伐を避け植林を常にすること、河川の改修を行い、同時に水害に対して耐水の建築構造でなければならない。

⑤雷災に対する対策

我國は古來から木造建築物なるが故に大建築物が、雷のために貴重な歴史的財宝共に灰燼に歸している。毎年避け難いこの雷災に備えるためには完全な避雷設備を設

置すること、防火的に効果ある耐火建築であることは云う迄もない。

⑥戦災に対する対策

日本は昔から戦災に依つて貴重な建築物及び財物を失つてゐる。京都も奈良も大阪も東京も戦火によつてその大半を焼失して來た。

そして今次の大太平洋戦争によつて、わずかに焼夷彈によつて大阪、東京、名古屋等重要な都市が灰燼に歸し、戦災の何たるかを身を以て味つた日本ではあるが、戦争放棄を世界に宣言した東洋のスイスたる以上、戦災に対する対策は必要でない筈である。

【結 論】

以上の対策から結論を見出すことは簡單である。而し結論より要は實行でなければならない。鐵筋コンクリート造という耐火、耐震、耐火、耐風の構造の建築物がなかつた徳川時代に土塗壁の火止木造や止蔵によつて防火的處置を構じた祖先の實行力と努力を吾々は受け繼がなければならない。明治時代からあらゆる火災、震災、水災、風災に耐えて來た鐵筋コンクリート造こそ万能の建築物であることは体験済である。

吾々は、この構造を今後の戦災都市の復興に充分利用し、燃えない都市の實現に向つて私の結論を是非結實させたいと念願して、食しい資料とその対策を提案するものである。 「完」

外國雜誌第3回到着

此度米誌第3回分として下記の如く到着致し、朝日ビル内本會圖書室に備付けました故隨意御覽下さい。

アーキテクチュラル	フォーラム	1950~4
コンストラクション		全 上
エンジニアリング	ニュースレコード	1950~3, 4

寄稿規約

本誌に御寄稿の場合には、下記の規約を御承知下さい。

1 原稿はなるべく「日本建築協會原稿用紙」を御使い下さい。他の用紙を用いられる時は1行22字詰で御願ひ致します。

2 文章の冒頭は1字下げ、句讀點も1字分を御宛て下さい。

3 圖版原稿は必ず白紙に明瞭に墨書きして下さい。薄墨は使用しないこと。線は太く文字は大き

く体裁よく御記入下さい。

平面圖などの場合は、寸法線を記入せずに縮尺の物指を御記入下さい。また室名は、なるべく番號を圖中に墨書し、別の原稿用紙にその説明を御書き下さい。

4 寫真はなるべく大きく且コントラストの強いものを御願ひ致します。

5 圖版、圖表、寫真等は番號を付け、その挿入箇所は原稿用紙の欄外に御指定下さい。

6 原稿の採否は編集部にて御委下さい。

日本建築協會 編集部



日本語もあやしい私ではあるが、外国語の入門書を読んだり、辞書を買つたりするのは好きである。昔から下手の横好きという諺があるが、私の外国語もこの範囲内である。

英語はとにかく10年近く學び又30年近くほとんど毎日少しは目にふれているので、英書を読むとき辞書はひかず、大体こんな意味であろうと判断してすましていく。邦文の新聞や書籍を読むときと同じ態度である。しかし英和、英英の辞書は大部分集めている。大きいものでは今5万円もする13冊本の N. E. D. 及び10冊本のセンチュリーから中小の S. O. D, C. O. D, P. O. D, L. O. D. ワイルドの U. E. D. 等の現役級のものからナツタールやチエンバーの如き少し古いものまで集めている。買いはぐれて今も惜しく思うのはウェブスターの大である。これは今、英國に注文すれば入手できるらしいが、8,000円もするとの事で到底今の私には買えないのである。英和辞典は現役級は殆ど全部集めて、その上に應應明治初年の和紙刷のものまで集めている。英書を翻譯したとき外の英和辞書に見當らぬ語の見出されて便利であつたのは藤岡の大英和辞典(2冊本)であつた。この辞書は英語學者はあまりよくいわぬが、使つて見てたしかに特色のある良いものであつた。英文典の本も邦文、英文、獨文で書かれたものを可なり集めているがこれ等のやつかいになることは少い。

ドイツ語は少し先生から習つたばかりで、他はほとんど獨習である。これも30年程やつているが、漸くほんものにしたのはここ數年來である。ドイツ語は戦前はとにかく意味はわかつてても霞をへだてて物を見る程度であつたので、戦時中2ヶ年位ドイツ文法の徹底的理解に費やした。ドイツ文法も邦文のもの、英文のもの、獨文のもの等可成り集めたが、最も有益であつたのは亀井のドイツ文法講義と関口のドイツ語大講座のドイツ文法講義、片山のドイツ文法辞典であつた。亀井、関口のもは読

書力をつけるには大いに役立つた。こんな関係で亀井、関口の語學書はみな集めた。亀井、関口を徹底的にやつてから、ザノルドのスタティツクとグルダンのラーメントラクウエルケの2冊を翻譯した。この翻譯によつて漸くドイツ文も英文程度に読めるようになった。マルクスの資本論を完譯した高島氏も、オットオの會話文典1冊の徹底によつてあれだけに資本論を譯し得るようになったと聞いたが、ドイツ語はどうしても文法の徹底が思うように思う。獨和、獨獨、獨英の辞書も可成り集めたが、一番よいのは木村、相良である。佐藤の盲林も文學書を読むには有益である。今は相良の小辞典を多く使用している。ドイツ語の建築書翻譯にはシュローマンの獨英、佛、露、伊、西の6箇國語對譯の工學辭典の第13巻は欠くべからざるものであつた。

フランス語はオットーの會話文法を6ヶ月かゝつて2回程讀んだ。邦文のフランス文典では、折竹氏の文典が一番よかつた。これ等を読んだ後で2冊程フランスの本を読み、一時は少し読書力もつたが、それからすててしまつたので今は何にもこのつていない。フランス語學の本も入門書、文法書、佛和、佛々辞書等50冊ほど買つた。今から思うと無駄な金と時間を費やしたように思うが、必要あれば辞書と文法と首引きで何とか解譯をつけよう。もともとフランス語をやろうとしたのが、佛文の數學書及びフローベルのマダムボーバリーを佛文で讀もうと考えてやつたので、マダムボーバリーを佛文、獨文、英文、邦文と對照して讀んだ楽しさは今においても思い出になる。佛和辞典は白水社の佛和中辞典が一番よいと思う。野口のフランス語動詞逆引辞書と徳尾の新佛和熟語辞典は速成的にフランス文を讀もうとする我々には必要である。

この外、ロシア語、オランダ語、エスペラント語等も入門書と辞書を買つてチョツトやつたが、これ等に費やした時間は今思うと惜しい。

古典語としてはギリシヤ、ラテン共に必要と思ひ、これ等も文法と辞書を買つて、文法書を一覽(一讀ではない)したが、一覽しただけでも哲學書を読むとき、英々辞典で語源を求める時など、ギリシヤ、ラテンの辞書にあたり得るので、やつた甲斐はある。サンスクリットも佛敎の本を読むときや日本建築史の研究には必要で、川勝の梵字講話、樹の梵語學、荻原の実習梵語學、澄禪の種子集、モニエルの梵英辞書など買つたが、この方はまだ梵英辞書がひけない程度である。たゞ子供の時から聞きおぼえていて、又現に故郷で、お盆の時、鐘をたゝいて佛前で念佛といつてとなえるオンバラバラ、サンバラサンバラ、インチャリヤ……というのが何のことかわか

らなかつたがこれが梵語であつたということを發見して驚いた位である。

これを要するに、マアどうなり話せ、書け、讀めるのは日本語だけで、英語、ドイツ語は漸く意味がわかる程度に讀み得るだけで、話せも、書けもしない。フランスロシヤ、オランダ、エスペラントは辭書がひき得るだけギリシヤ、ラテンは漸く辭書がひけ、ザンスクリットはまだ梵字の見分けがはつきりつかぬ程度である。

老人になつてユウユウ自適の數年でも送れたらギリシヤ語だけでも、ものにして原文でプラトンの哲學書がユークリッドの幾何學でも讀み得ようになりたいと夢想しているが氣の多い私としては到底實現できまい。

建築家にも英、獨、佛の語學達人は多く、古典語學にも森田鹿一先生、瀧澤眞弓先生の達人がおられる。私も心を專一にしてこれ等の先生の後塵を拜したいものである。

(筆者・淀川工業高等學校教授)



相変らず火事の多いこと。戦争前の日本ならともかくも、焦土日本に新しい文化國家を打ち建てようというときに、家を建てるより焼く方が多いと聞いては由々しい大問題と言わねばならない。

防火週間とかいつて時折消防自動車や堂々隊を揃えサイレンを鳴らして物々しく市街を練つて通るが、寢ている子供を驚かすが関の山、火の用心にどの位役に立つか疑問である。

人間の心掛け一つを手頼りに防火運動しても効果は舉がるかどうか。實際人間の心手位頼りないものはないのだから。鼠小僧の遺訓だかどうか知らないが、どんな家でも百夜ねえばきつと戸締りの忘れていた晩があるという。火の用心も同じこと。火の番が火の用心さつしやりましょう!!と拍子木を鳴らして通つた後から火が燃え上がるのはよくあることである。

むかし東京に「江戸の花」という言葉があつた位火事が多かつたそうであるが、昔は消火方法も今より幼稚であつたから、大火が多かつたことであろう。しかし出火の頻度というものは今と比べてどんなものだつたらう。

私は子供のころ祖母に育てられたが、火のことはとてもやかましかつた記憶があるから、多分昔の人はみな火

の用心については深い関心を持つていたと思う。従つて出火の頻度は昔の方が少なかつたらうと思う。

最近にも何百年前の建築という寺が焼けるが誠に惜しいことである。恐らく昔は寺などに於いては特に火のことは嚴格だつたに違いない。無論電氣座布團などはなかつたらうし。

日本に火事の多いのも當然、焚きつけとマツチの中に人間が同居しているようなものであるから、一寸油斷すれば燃え出す譯である。

防火宣傳によく火事の原因となるものの數々をポスターにして世人の注意を促しているが、も一歩進めてその原因を根こそぎ取り除く方途を講ずべきではないか。人間の心を當てにしては駄目である。殊に戦後の日本人の弛緩した神經に期待をかけることは間違ひである。

それではどうするか。根本的にはすべての建物を不燃焼物とすることであることは、誰でも分つてゐるが、残念ながらそれは中々簡単にオイルレとは出来ない。故に次善を採るよりほかは無い。

出火の原因の一つに電氣アイロンの過熱がある。即ちコードを挿し込んだまゝ外出して、その留守中に出火するということはよく聞く話であるから、ある溫度以上に熱せられたときは自動的に電流が遮斷されるように裝置することである。そして裝置のないものは販賣を禁止する。そうすればこの原因は除かれることになる。

次に漏電のこと。火事の原因としてしばしば漏電説を聞くが、一体漏電とは何か。漏電ということは電流に於ける一つの自然現象で、不可抗力であるかの如く世人は考えていて、出火の原因が分明しないものはみな漏電にしてしまい、漏電だとすればそれで止むを得ないとして責任も追きゆうされずに済むが、こんな馬鹿な話はない即ち漏電といわれているものは自然現象でもなんでもなく、由つて來るべき人爲的結果である。

漏電の原因は電氣的施設の不備か、電氣の濫用か、兩者同時の場合である。漏電とは実はオーバー・ロードによる電線の過熱である。故に漏電防止の対策として使用者が如何に亂暴に電氣を使つて電線が過熱しても可燃焼物に引火しないように徹底的に裝置すればいい。

また、煙草の吹殻が火事の元になるが、これはどうするか。實際一番始末の悪いのは煙草の吹殻であろう。これは火の付いたまゝのものを捨てたものはビシビシ處罰するより外に手は無いだろう。

アメリカがパナマ運河を掘さくするに當つて、所謂しやうれいの地に這入り込むために、どういう處置をしたか。一例は蚊を見ても分かる。蚊を完全に絶滅してしまつた。もし日本人だつたら蚊帳を吊つたらうが、それでは運河は成功しなかつたらう。

埃が立つのを水を打つて済ましていては、いつまでたつても埃は無くならない。埃は須からく洗い流さなければいけない。
(筆者・近畿大學講師)

燕 村 と 鱸

浅 海 治 平

津の國の何五両せむ櫻鯛 其角
 藤咲て松魚喰う日を數へけり 同
 紀の國の鯛釣つれて汐かな 同

元祿時代、既に明石も加太も鯛の名所である。

松魚を食味の最上と珍重する江戸人に迄知れ涉つてゐることも面白い。

俳人と釣魚、必調和すべき好題目でありながら、古人の中に釣魚に関する句は余り見當らぬ。

吾々の好んでやる海岸の釣魚も、昔は素人には全然出来ぬ危険さと不完備のものであつたに相違なく、畢竟近代運輸交通機関の整備と小馬力の發動機を据付けた漁舟の機械化以後の恵まれた趣味性である。

曙や白魚白き事一寸 芭蕉
 藻にすたく白魚も取らは消へぬべき 同
 行春や鳥啼き魚の目はなみだ 同
 鎌倉を生きて出さむ初鰹 同

草庵の日向に筆尖をなめて想像を時化する事は自由であり、迄に芭蕉の幽玄さを嘆賞し得るも、白魚は生の間白からず、鰹は跳躍する繁雑から釣ると同時に舟の胴間に叩込んで殺すものだ、野暮な詮議立をする迄もなく芭蕉は野に歌う詩人である。

古井戸や蚊に飛ぶ魚の音暗し 燕村
 初汐に追はれて上る小魚かな 同
 かなしやな釣の糸吹く秋の雨 同
 釣上げしすすきの巨口玉や吐く 同

燕村となると稍質感である。

すすきは河尻、港口等では多く夜釣で狙うものであるが、須磨沖、葦の瀬等の200尺以上の水深になれば晝間でも釣れる。

4寸大の白須蝦、極く生きの良いのを鼻懸にし、20匁の重りでとんと底を試して一尋ぐつと引上げ、丁度餌蝦が海底を遊浴する形にして舟を汐の儘に、流し魚信を待つのである。

大は1貫匁を越ゆる程のものであるが、一口にばくりと来るので當りは極く小さい、従つてどんな微動でもかまわず、2、3尋急速に引上げて見ることである。

たい、すすき、さわり等の大物はかけられたと知ると連二無二底迄走込むもので、之に抵抗する手が停ると釣糸はぶつりと切れる、さりとて緩め過ぎると巧妙に脱される。

此間の一張一伸は將に釣者悦樂快感の極地である。「旦那、其魚はもう死んでるぞ」と漁夫から注意される迄翻弄したすすきに限り上げて見ると苦しみの余り空氣の籠つた球形の浮袋を吐出している。こんな魚は生け間に入れると直ぐ腹を返すもので、今此處で死なれては折角晩餐にすすきの洗ひも駄目になるから、正常の姿態に戻すべく百万看護に手を盡すのは人間のカンフル注射の場合と同様である。

燕村の手腕が其處迄あつたとすれば悔り難く、且相當年期を入れたものと推察出来る。

短夜や浪打際拾簪 燕村
 短夜や芦間流る蟹の泡 同

夏期風景の極めて明晰なる表現は矢張り燕村が魚の黎明に得た名吟であると信ずる。

惜むらくは何五両せむと其角を喫驚させた明石たいを燕村に釣らせなかつた事である。

(筆者・浅海電気産業株式会社社長)

ハガキ投稿の御願

建築界も多事となるにつれて、本誌も漸く盛になつて來ましたが、益々誌上を賑かにする爲に、努めて廣く各方面の方々の御意見を掲載致し度く御氣輕に御寄稿願う手段として、次の要領で「ハガキ投稿」を募集致すことになりましたから、多数御寄稿を御願ひ致します。

1 御投稿はハガキで結構です。勿論原稿用紙でも差支えありませんが、何れの場合も400字以

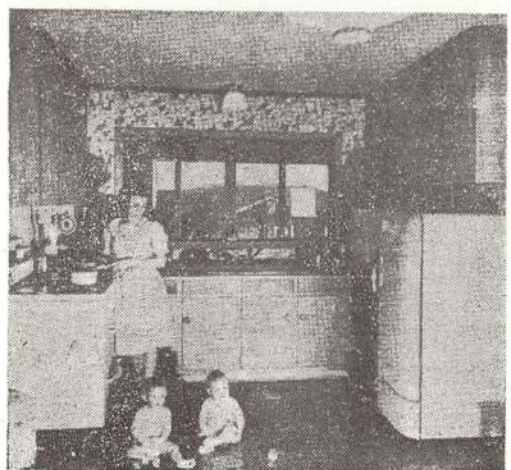
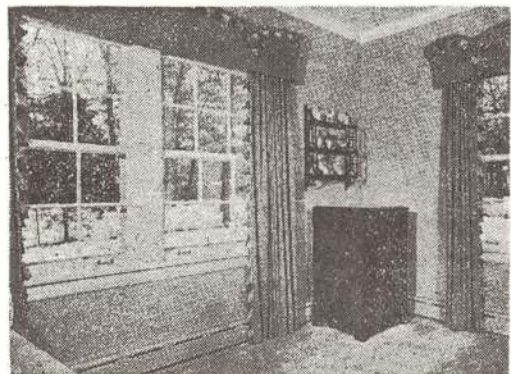
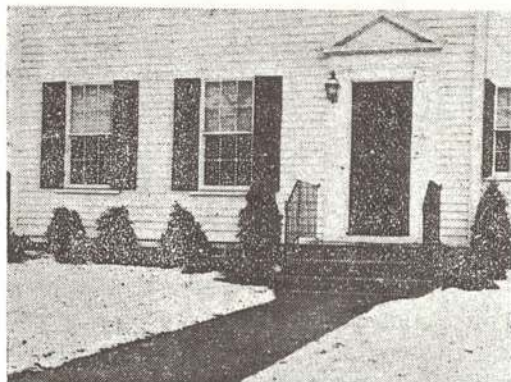
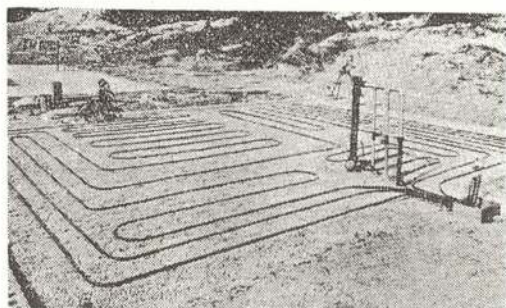
内に御願ひ致します。

2 内容はなるべく建築に關係あることに御願ひ致します。

3 特に本誌の編輯方針や本協會の活動方法の批判及び掲載された原稿に対する御意見などを歓迎致します。

4 宛先は本協會「ハガキ投稿係」宛とし、住所氏名職業を御明記下さい。

日本建築協會 編集部



住宅の新しい暖房法

総司令部民間情報教育部提供

最近数年間の住宅に於ける暖房は最新式の方法によつてゐる。

その一つは井戸水を暖房に使う方法である。一般に地下温度は地上の気温よりも夏は低く、冬は高いことが物理学により證明されている。この原理を應用して地中にパイプを埋め、その中に水を循環させ、住宅の中にそれを引き入れる。冬はパイプ中の水は地下の熱を吸収して室内で之を發散し、夏は逆に室内の熱を吸収して地中に之を發散する。かくして井戸水による暖冷房が出来るわけである。

第2の方法は電氣によるものである。即ち特殊のゴムパネルの下に抵抗を設けて熱を發散せしめゴム・パネルを通じて室内を暖める。床を温める場合には、同時に床下に抵抗を置いてその上にタイルを貼り、之を通じて室を温める。(第4圖は天井にラディアント・ゴム・パネルを使用した例)

ラディアント・ガラス・パネル式と云う方法はやはり電氣抵抗をこのパネルの内側に裝置して部屋を暖める方法である。之も廣く使われている。(第5圖)

MITの教授が使用している暖房法は最も變つてゐる。之は或種の藥品を屋根に設けて太陽光線を吸収せしめ、之を化學的方法によつて貯藏して置き、必要に應じて熱を發散させる。

寫眞説明(左上より)

第1圖 パネル・ヒーティング。

第2圖 同上、雪かきの必要がない。

第3圖 壁の中に放熱器を置いたもの。

第4圖 ラディアント・ゴム・パネル



第5圖 ラディアント・ガラス・パネル

寸 法 (尺)		長	5.0尺	6.6尺	10.0尺	13.2尺	20.0尺	26.4尺	30.0尺
厚	巾								
.05	.65	0.0163	0.0215	0.0325	0.0429	0.0650	—	—	—
	.70	0.0175	0.0231	0.0350	0.0462	0.0700	—	—	—
	.75	0.0188	0.0248	0.0375	0.0495	0.0750	—	—	—
	.80	0.0200	0.0264	0.0400	0.0528	0.0800	—	—	—
	.85	0.0213	0.0281	0.0425	0.0562	0.0850	—	—	—
	.90	0.0225	0.0297	0.0450	0.0594	0.0900	—	—	—
	.95	0.0238	0.0314	0.0475	0.0627	0.0950	—	—	—
	1.00	0.0250	0.0330	0.0500	0.0660	0.1000	—	—	—
	1.10	0.0275	0.0363	0.0550	0.0726	0.1100	—	—	—
	1.20	0.0300	0.0396	0.0600	0.0792	0.1200	—	—	—
	1.30	0.0325	0.0429	0.0650	0.0858	0.1300	—	—	—
	1.40	0.0350	0.0462	0.0700	0.0924	0.1400	—	—	—
	1.50	0.0375	0.0495	0.0750	0.0990	0.1500	—	—	—
.06	.06	0.0018	0.0024	0.0036	0.0048	0.0072	—	—	—
	.08	0.0024	0.0032	0.0048	0.0064	0.0096	—	—	—
	.10	0.0030	0.0040	0.0060	0.0080	0.0120	—	—	—
	.12	0.0036	0.0048	0.0072	0.0096	0.0144	—	—	—
	.15	0.0045	0.0060	0.0090	0.0119	0.0180	—	—	—
	.18	0.0054	0.0072	0.0108	0.0143	0.0216	—	—	—
	.20	0.0060	0.0080	0.0120	0.0159	0.0240	—	—	—
	.25	0.0075	0.0099	0.0150	0.0198	0.0300	—	—	—
	.30	0.0080	0.0119	0.0180	0.0238	0.0360	—	—	—
	.35	0.0105	0.0139	0.0210	0.0278	0.0420	—	—	—
	.40	0.0120	0.0159	0.0240	0.0317	0.0480	—	—	—
	.45	0.0135	0.0179	0.0270	0.0357	0.0540	—	—	—
	.50	0.0150	0.0198	0.0300	0.0396	0.0600	—	—	—
	.55	0.0165	0.0218	0.0330	0.0436	0.0660	—	—	—
	.60	0.0180	0.0238	0.0360	0.0476	0.0720	—	—	—
	.65	0.0195	0.0258	0.0390	0.0515	0.0780	—	—	—
	.70	0.0210	0.0278	0.0420	0.0555	0.0840	—	—	—
	.75	0.0225	0.0297	0.0450	0.0594	0.0900	—	—	—
	.80	0.0240	0.0317	0.0480	0.0634	0.0960	—	—	—
	.85	0.0255	0.0337	0.0510	0.0674	0.1020	—	—	—
	.90	0.0270	0.0357	0.0540	0.0713	0.1080	—	—	—
	.95	0.0285	0.0377	0.0570	0.0753	0.1140	—	—	—
	1.00	0.0300	0.0396	0.0600	0.0792	0.1200	—	—	—
	1.10	0.0330	0.0436	0.0660	0.0872	0.1320	—	—	—
	1.20	0.0360	0.0476	0.0720	0.0951	0.1440	—	—	—
	1.30	0.0390	0.0515	0.0780	0.1030	0.1560	—	—	—
	1.40	0.0420	0.0555	0.0840	0.1110	0.1680	—	—	—
	1.50	0.0450	0.0594	0.0900	0.1188	0.1800	—	—	—
.07	.07	0.0025	0.0033	0.0049	0.0065	0.0098	—	—	—
	.08	0.0028	0.0037	0.0056	0.0074	0.0112	—	—	—
	.10	0.0035	0.0047	0.0070	0.0093	0.0140	—	—	—

寸 法 (尺)		長	5.0尺	6.6尺	10.0尺	13.2尺	20.0尺	26.4尺	30.0尺
厚	巾								
.07	.13	0.0046	0.0061	0.0091	0.0121	0.0182	—	—	—
	.15	0.0053	0.0070	0.0105	0.0139	0.0210	—	—	—
	.18	0.0063	0.0084	0.0126	0.0167	0.0152	—	—	—
	.20	0.0070	0.0093	0.0140	0.0185	0.0180	—	—	—
	.25	0.0088	0.0116	0.0175	0.0232	0.0350	—	—	—
	.30	0.0105	0.0139	0.0210	0.0278	0.0420	—	—	—
	.35	0.0123	0.0162	0.0245	0.0324	0.0490	—	—	—
	.40	0.0140	0.0185	0.0280	0.0370	0.0560	—	—	—
	.45	0.0158	0.0208	0.0315	0.0416	0.0630	—	—	—
	.50	0.0175	0.0231	0.0350	0.0462	0.0700	—	—	—
	.55	0.0193	0.0255	0.0385	0.0509	0.0770	—	—	—
	.60	0.0210	0.0278	0.0420	0.0555	0.0840	—	—	—
	.65	0.0228	0.0301	0.0455	0.0601	0.0910	—	—	—
	.70	0.0245	0.0324	0.0490	0.0647	0.0980	—	—	—
	.75	0.0263	0.0347	0.0525	0.0693	0.1050	—	—	—
	.80	0.0280	0.0370	0.0560	0.0740	0.1120	—	—	—
	.85	0.0298	0.0393	0.0595	0.0785	0.1190	—	—	—
	.90	0.0315	0.0416	0.0630	0.0831	0.1260	—	—	—
	.95	0.0333	0.0439	0.0655	0.0877	0.1330	—	—	—
	1.00	0.0350	0.0462	0.0700	0.0924	0.1400	—	—	—
	1.10	0.0385	0.0508	0.0770	0.1015	0.1540	—	—	—
	1.20	0.0420	0.0556	0.0840	0.1111	0.1680	—	—	—
	1.30	0.0455	0.0601	0.0910	0.1202	0.1820	—	—	—
	1.40	0.0490	0.0647	0.0980	0.1294	0.1960	—	—	—
	1.50	0.0525	0.0693	0.1050	0.1386	0.2100	—	—	—
.08	.08	0.0032	0.0043	0.0064	0.0085	0.0128	—	—	—
	.10	0.0040	0.0053	0.0080	0.0106	0.0160	—	—	—
	.13	0.0052	0.0069	0.0104	0.0138	0.0208	—	—	—
	.15	0.0060	0.0080	0.0120	0.0159	0.0240	—	—	—
	.18	0.0072	0.0096	0.0144	0.0191	0.0288	—	—	—
	.20	0.0080	0.0106	0.0160	0.0212	0.0320	—	—	—
	.25	0.0100	0.0132	0.0200	0.0264	0.0400	—	—	—
	.30	0.0120	0.0159	0.0240	0.0317	0.0480	—	—	—
	.35	0.0140	0.0185	0.0280	0.0370	0.0560	—	—	—
	.40	0.0160	0.0272	0.0320	0.0544	0.0640	—	—	—
	.45	0.0180	0.0238	0.0360	0.0476	0.0720	—	—	—
	.50	0.0200	0.0264	0.0400	0.0528	0.0800	—	—	—
	.55	0.0220	0.0291	0.0440	0.0581	0.0880	—	—	—
	.60	0.0240	0.0317	0.0480	0.0634	0.0960	—	—	—
	.65	0.0260	0.0343	0.0520	0.0686	0.1040	—	—	—
	.70	0.0280	0.0370	0.0560	0.0740	0.1120	—	—	—
	.75	0.0300	0.0396	0.0600	0.0792	0.1200	—	—	—
	.80	0.0320	0.0423	0.0640	0.0845	0.1280	—	—	—
	.85	0.0340	0.0449	0.0680	0.0897	0.1360	—	—	—

寸 法 (尺)		長	5.0尺	6.6尺	10.0尺	13.2尺	20.0尺	26.4尺	30.0尺
厚(尺)	巾(尺)								
.08	.90	0.0360	0.0475	0.0720	0.0950	0.1440	—	—	—
	.95	0.0380	0.0510	0.0760	0.1020	0.1520	—	—	—
	1.00	0.0400	0.0528	0.0800	0.1055	0.1600	—	—	—
	1.10	0.0440	0.0581	0.0880	0.1162	0.1760	—	—	—
	1.20	0.0480	0.0634	0.0960	0.1267	0.1920	—	—	—
	1.30	0.0520	0.0687	0.1040	0.1373	0.2080	—	—	—
	1.40	0.0560	0.0740	0.1120	0.1479	0.2240	—	—	—
	1.50	0.0600	0.0792	0.1200	0.1584	0.2400	—	—	—
.09	.09	0.0041	0.0054	0.0081	0.0107	0.0162	—	—	—
	.10	0.0045	0.0060	0.0090	0.0119	0.0180	—	—	—
	.12	0.0054	0.0072	0.0108	0.0143	0.0216	—	—	—
	.13	0.0059	0.0078	0.0117	0.0155	0.0234	—	—	—
	.15	0.0068	0.0080	0.0136	0.0179	0.0270	—	—	—
	.18	0.0081	0.0107	0.0162	0.0214	0.0324	—	—	—
	.20	0.0090	0.0119	0.0180	0.0238	0.0360	—	—	—
	.25	0.0113	0.0149	0.0225	0.0298	0.0450	—	—	—
	.30	0.0135	0.0179	0.0270	0.0357	0.0540	—	—	—
	.35	0.0158	0.0208	0.0315	0.0416	0.0630	—	—	—
	.40	0.0180	0.0238	0.0360	0.0476	0.0720	—	—	—
	.45	0.0203	0.0268	0.0405	0.0535	0.0810	—	—	—
	.50	0.0225	0.0297	0.0450	0.0594	0.0900	—	—	—
	.55	0.0248	0.0327	0.0495	0.0653	0.0990	—	—	—
	.60	0.0270	0.0356	0.0540	0.0712	0.1080	—	—	—
	.65	0.0293	0.0386	0.0585	0.0772	0.1170	—	—	—
	.70	0.0315	0.0416	0.0630	0.0832	0.1260	—	—	—
	.75	0.0338	0.0445	0.0675	0.0890	0.1350	—	—	—
	.80	0.0360	0.0475	0.0720	0.0950	0.1440	—	—	—
	.85	0.0383	0.0505	0.0765	0.1010	0.1530	—	—	—
	.90	0.0405	0.0535	0.0810	0.1069	0.1620	—	—	—
	.95	0.0428	0.0565	0.0855	0.1129	0.1710	—	—	—
	1.00	0.0450	0.0594	0.0900	0.1188	0.1800	—	—	—
	1.10	0.0495	0.0654	0.0990	0.1307	0.1980	—	—	—
	1.20	0.0540	0.0713	0.1080	0.1426	0.2160	—	—	—
	1.30	0.0585	0.0772	0.1170	0.1544	0.2340	—	—	—
.10	.10	0.0050	0.0066	0.0100	0.0132	0.0200	—	—	—
	.12	0.0060	0.0080	0.0120	0.0159	0.0240	—	—	—
	.13	0.0065	0.0086	0.0130	0.0172	0.0260	—	—	—
	.15	0.0075	0.0099	0.0150	0.0198	0.0300	—	—	—
	.18	0.0090	0.0119	0.0180	0.0238	0.0360	—	—	—
	.20	0.0100	0.0132	0.0200	0.0264	0.0400	—	—	—
	.25	0.0125	0.0165	0.0250	0.0330	0.0500	—	—	—
	.30	0.0150	0.0198	0.0300	0.0396	0.0600	—	—	—
	.35	0.0175	0.0231	0.0350	0.0462	0.0700	—	—	—
	.40	0.0200	0.0264	0.0400	0.0528	0.0800	—	—	—

寸 法 (尺)		長						
厚	巾	5.0尺	6.6尺	10.0尺	13.2尺	20.0尺	26.4尺	30.0尺
.10	.45	0.0225	0.0297	0.0450	0.0594	0.0900	—	—
	.50	0.0250	0.0330	0.0500	0.0660	0.1000	—	—
	.55	0.0275	0.0363	0.0550	0.0726	0.1100	—	—
	.60	0.0300	0.0396	0.0600	0.0792	0.1200	—	—
	.65	0.0325	0.0429	0.0650	0.0858	0.1300	—	—
	.70	0.0350	0.0462	0.0700	0.0924	0.1400	—	—
	.75	0.0375	0.0495	0.0750	0.0990	0.1500	—	—
	.80	0.0400	0.0528	0.0800	0.1056	0.1600	—	—
	.85	0.0425	0.0561	0.0850	0.1122	0.1700	—	—
	.90	0.0450	0.0594	0.0900	0.1188	0.1800	—	—
	.95	0.0475	0.0627	0.0950	0.1254	0.1900	—	—
	1.00	0.0500	0.0660	0.1000	0.1320	0.2000	—	—
	1.10	0.0550	0.0726	0.1100	0.1452	0.2200	—	—
	1.20	0.0600	0.0797	0.1200	0.1584	0.2400	—	—
	1.30	0.0650	0.0858	0.1300	0.1716	0.2600	—	—
.12	.12	0.0072	0.0096	0.0144	0.0191	0.0283	—	—
	.13	0.0078	0.0103	0.0156	0.0206	0.0312	—	—
	.15	0.0090	0.0119	0.0180	0.0238	0.0360	—	—
	.18	0.0108	0.0143	0.0216	0.0286	0.0432	—	—
	.20	0.0120	0.0159	0.0240	0.0317	0.0480	—	—
	.25	0.0150	0.0198	0.0300	0.0396	0.0600	—	—
	.30	0.0180	0.0238	0.0360	0.0476	0.0720	—	—
	.35	0.0210	0.0278	0.0420	0.0555	0.0840	—	—
	.40	0.0240	0.0317	0.0480	0.0634	0.0960	—	—
	.45	0.0270	0.0356	0.0540	0.0712	0.1080	—	—
	.50	0.0300	0.0396	0.0600	0.0792	0.1200	—	—
	.55	0.0330	0.0436	0.0660	0.0871	0.1320	—	—
	.60	0.0360	0.0475	0.0720	0.0950	0.1440	—	—
	.65	0.0390	0.0515	0.0780	0.1029	0.1560	—	—
	.70	0.0420	0.0555	0.0840	0.1109	0.1680	—	—
	.75	0.0450	0.0594	0.0900	0.1188	0.1800	—	—
	.80	0.0480	0.0634	0.0960	0.1267	0.1920	—	—
	.85	0.0510	0.0673	0.1020	0.1346	0.2040	—	—
	.90	0.0540	0.0713	0.1080	0.1426	0.2160	—	—
	.95	0.0570	0.0753	0.1140	0.1505	0.2280	—	—
	1.00	0.0600	0.0792	0.1200	0.1584	0.2400	—	—
	1.10	0.0660	0.0871	0.1320	0.1742	0.2640	—	—
	1.20	0.0720	0.0951	0.1440	0.1901	0.2880	—	—
	1.30	0.0780	0.1030	0.1560	0.2059	0.3120	—	—
	1.40	0.0840	0.1109	0.1680	0.2218	0.3360	—	—
	1.50	0.0900	0.1188	0.1800	0.2376	0.3600	—	—
.13	.13	0.0085	0.0117	0.0162	0.0233	0.0338	—	—
	.14	0.0091	0.0121	0.0182	0.0241	0.0364	—	—
	.15	0.0098	0.0129	0.0195	0.0258	0.0390	—	—

寸 法 (尺)		長サ	5.0尺	6.6尺	10.0尺	13.2尺	20.0尺	26.4尺	30.0尺
厚	巾								
.13	.18	0.0117	0.0155	0.0234	0.0310	0.0468	—	—	—
	.20	0.0130	0.0172	0.0260	0.0343	0.0520	—	—	—
	.25	0.0163	0.0215	0.0325	0.0429	0.0750	—	—	—
	.30	0.0195	0.0258	0.0390	0.0515	0.0780	0.1030	—	—
	.35	0.0228	0.0301	0.0455	0.0601	0.0910	0.1202	—	—
	.40	0.0260	0.0344	0.0520	0.0687	0.1040	0.1374	—	—
	.45	0.0293	0.0387	0.0585	0.0773	0.1170	0.1546	—	—
	.50	0.0325	0.0429	0.0650	0.0858	0.1300	0.1716	—	—
	.55	0.0358	0.0472	0.0715	0.0944	0.1430	0.1888	—	—
	.60	0.0390	0.0515	0.0780	0.1030	0.1560	0.2060	—	—
	.65	0.0424	0.0558	0.0848	0.1116	0.1696	0.2232	—	—
	.70	0.0455	0.0601	0.0910	0.1202	0.1820	0.2402	—	—
	.75	0.0488	0.0644	0.0975	0.1287	0.1950	0.2574	—	—
	.80	0.0520	0.0686	0.1040	0.1372	0.2080	0.2744	—	—
	.85	0.0553	0.0730	0.1105	0.1459	0.2210	0.2918	—	—
	.90	0.0585	0.0772	0.1170	0.1544	0.2340	0.3088	—	—
	.95	0.0618	0.0815	0.1235	0.1630	0.2470	0.3260	—	—
	1.00	0.0650	0.0858	0.1300	0.1716	0.2600	0.3432	—	—
	1.10	0.0715	0.0944	0.1430	0.1888	0.2860	0.3776	—	—
	1.20	0.0780	0.1030	0.1560	0.2059	0.3120	0.4118	—	—
	1.30	0.0845	0.1120	0.1690	0.2239	0.3380	0.4478	—	—
.15	.15	0.0113	0.0149	0.0225	0.0297	0.0450	0.0594	—	—
	.25	0.0188	0.0248	0.0375	0.0495	0.0750	0.0990	—	—
	.30	0.0225	0.0298	0.0450	0.0595	0.0900	0.1190	—	—
	.35	0.0263	0.0347	0.0525	0.0693	0.1050	0.1386	—	—
	.40	0.0300	0.0396	0.0600	0.0792	0.1200	0.1584	—	—
	.45	0.0338	0.0446	0.0675	0.0891	0.1350	0.1782	—	—
	.50	0.0375	0.0495	0.0750	0.0990	0.1500	0.1980	—	—
	.55	0.0413	0.0545	0.0825	0.1089	0.1650	0.2178	—	—
	.60	0.0450	0.0594	0.0900	0.1188	0.1800	0.2376	—	—
	.65	0.0488	0.0642	0.0975	0.1283	0.1950	0.2566	—	—
	.70	0.0525	0.0693	0.1050	0.1386	0.2100	0.2772	—	—
	.75	0.0563	0.0743	0.1125	0.1485	0.2250	0.2970	—	—
	.80	0.0600	0.0792	0.1200	0.1584	0.2400	0.3168	—	—
	.85	0.0638	0.0842	0.1275	0.1683	0.2550	0.3366	—	—
	.90	0.0675	0.0891	0.1350	0.1782	0.2700	0.3564	—	—
	.95	0.0713	0.0941	0.1425	0.1881	0.2850	0.3762	—	—
	1.00	0.0750	0.0990	0.1500	0.1980	0.3000	0.3960	—	—
.17	.35	0.0313	0.0405	0.0625	0.0810	0.1250	0.1620	—	—
	.40	0.0340	0.0449	0.0680	0.0897	0.1360	0.1794	—	—
.15	.20	0.0150	0.0198	0.0300	0.0396	0.0600	0.0792	—	—

寸 法 (尺)		長サ						
厚	巾	5.0尺	6.6尺	10.0尺	13.2尺	20.0尺	26.4尺	30.0尺
.18	.18	0.0162	0.0214	0.0324	0.0428	0.0648	0.0856	—
	.20	0.0180	0.0238	0.0360	0.0475	0.0720	0.0950	—
	.25	0.0225	0.0247	0.0450	0.0594	0.0900	0.1188	—
	.30	0.0270	0.0357	0.0540	0.0713	0.1080	0.1426	—
	.35	0.0315	0.0416	0.0630	0.0832	0.1260	0.1664	—
	.40	0.0360	0.0475	0.0720	0.0950	0.1440	0.1900	—
	.45	0.0405	0.0535	0.0810	0.1070	0.1620	0.2140	—
	.50	0.0450	0.0594	0.0900	.1188	0.1800	0.2376	—
	.55	0.0495	0.0654	0.0990	0.1307	0.1980	0.2614	—
	.60	0.0540	0.0713	0.1080	0.1426	0.2160	0.2852	—
	.65	0.0585	0.0772	0.1170	0.1544	0.2340	0.3088	—
	.70	0.0630	0.0832	0.1260	0.1663	0.2520	0.3326	—
	.75	0.0675	0.0891	0.1350	0.1782	0.2700	0.3564	—
	.80	0.0720	0.0951	0.1440	0.1902	0.2880	0.3802	—
	.85	0.0765	0.1010	0.1530	0.2020	0.3060	0.4040	—
	.90	0.0810	0.1069	0.1620	0.2138	0.3240	0.4276	—
	.95	0.0855	0.1129	0.1710	0.2257	0.3420	0.4514	—
	1.00	0.0900	0.1188	0.1800	0.2376	0.3600	0.4752	—
	1.10	0.0990	0.1307	0.1980	0.2614	0.3960	0.5228	—
	1.20	0.1080	0.1426	0.2160	0.2851	0.4320	0.5702	—
	1.30	0.1170	0.1545	0.2340	0.3089	0.4680	0.6178	—
.20	.20	0.0200	0.0264	0.0400	0.0528	0.0800	0.1056	—
	.25	0.0250	0.0330	0.0500	0.0660	0.1000	0.1320	—
	.30	0.0300	0.0396	0.0600	0.0792	0.1200	0.1584	—
	.35	0.0350	0.0462	0.0700	0.0924	0.1400	0.1848	—
	.40	0.0400	0.0528	0.0800	0.1055	0.1600	0.2110	—
	.45	0.0450	0.0594	0.0900	0.1188	0.1800	0.2376	—
	.50	0.0500	0.0660	0.1000	0.1320	0.2000	0.2640	—
	.60	0.0600	0.0792	0.1200	0.1584	0.2400	0.3168	—
	.65	0.0650	0.0858	0.1300	0.1716	0.2600	0.3432	—
	.70	0.0700	0.0924	0.1400	0.1848	0.2800	0.3696	—
	.75	0.0750	0.0990	0.1500	0.1980	0.3000	0.3960	—
	.80	0.0800	0.1056	0.1600	0.2112	0.3200	0.4224	—
	.85	0.0850	0.1122	0.1700	0.2244	0.3400	0.4488	—
	.90	0.0900	0.1188	0.1800	0.2376	0.3600	0.4752	—
	.95	0.0950	0.1254	0.1900	0.2508	0.3800	0.5016	—
	1.00	0.1000	0.1320	0.2000	0.2640	0.4000	0.5280	—
	1.10	0.1100	0.1452	0.2200	0.2904	0.4400	0.5808	—
	1.20	0.1200	0.1584	0.2400	0.3168	0.4800	0.6336	—
	1.30	0.1300	0.1716	0.2600	0.3432	0.5200	0.6864	—
.25	.25	0.0313	0.0413	0.0625	0.0825	0.1250	0.1650	—
	.30	0.0375	0.0495	0.0750	0.0990	0.1560	0.1980	—
	.35	0.0438	0.0578	0.0875	0.1155	0.1750	0.2310	—
	.40	0.0500	0.0660	0.1000	0.1320	0.2000	0.2640	—

會 務

(七月分)

編集會 3日午前11時より於分室

8月號編集、10月號學校建築につき企画、原稿料基準申合せ、委員追加、會員意見聴集の件、外國誌轉載手續きの件等協議、6日4時からと29日午後於朝日再開9月號編集、10月號進行、等議した。

災害委員分科會 4日午後 朝日

地震と風水害、火災其他分科會開催、地質調査表整備不燃建築促進と税問題等につき議した。

兵庫支部役員會 5日午後 於 同支部

吉田支部長外10余名、本部大和常務理事列席、本部より依頼の會誌12月號發行引受の件、會員募集、會計幹事分掌、豫算運用事業計画等議したが更に12日3時より同所にて編集委員會を開き古塚委員長外10名出席、雑誌に關し、本文記事、新建築、廣告募集方針、實行豫算其他を議し7時終る。

行政委員會 5日2時 於 朝日 稗田委員長外4名出席、基準法其他協議したが更に近畿建築法規設計分科會と合同13日2時から同所再開同問題を議した。

理事會 6日2時 於 朝日

竹腰會長外10名出、鈴木一幸、長尾清一兩理事辭任申出及前後處置の件、近畿建築法規委員委嘱並編集委員追囑の件、決算は當分現金主義處理方で進む件、關西經濟連合會申越の講和問題の件は回答保留、會員詮衡等議し雑誌掲載に關する意見交換後24年度會計検査報告、6月分收支計算表、各部會、委員會經過、出版物經過支部動勢、會員倍加等諸報告承認。

管工事部 7日2時 排給水と汚水處理、冷暖房と換氣分科會開催、基準法内容につき検討 11日午後總委員開催伊藤正文委員長外10名出其筋具進内容再協議、14日1時於分室再開其具体案を作成した。

災害分科會 7日4時 於 分室

津村主査外出一般災害の事業内容協議、關係職士の啓蒙向上、家屋防災プロック講習會等につき検討。

基準法に關する分科會 10日2時 於 朝日

防火に關する尾崎主査外4名出席防火に關する基準法内容検討、14日總委員會提出事項を協議した。

尙分科小田島主査外 於 大林組數回會合

近畿建築法規委員會 14日2時 於 朝日

中澤委員長外11名出席

各分科主査より經過報告後一應草案を作成直ちに建設省關係方面、學會等に意見を附して提出した。

災害委員會 18日2時於 朝日 池田委員長外9名

出席各分科主査研究經過報告後今後の進行方を議した

和歌山支部役員會 7月4日3時より於市役所會議室

で栗林副支部長以下幹事、常議員約15名 出席支部理事監事名稱を本部より申越の通り幹事と変更とする事。高野山見學及座談會開催の事、支部資金募集案、和歌山號を近く編集する事、専任事務員に關する件を議した。

会勢委員會 25日四天王寺旧講堂跡發掘物、27日扇町國際プール 28日兵庫支部と共催で新裝なつた阪神パークを見學した。

東海支部活躍 7月4日より11日迄新裝なれる東邦ガスピルにて愛知縣建築部と共催の下に「延びる家」入選圖案及地震ポスター約40點を展示、大変盛會であつた。

洛 西 見 學 記

6月18日の日曜日を利して協會京都支部及び本部の共同主催で洛西見學會を催した。數日來の雨續きながら定刻午前10時には、阪神地方よりの參加會員に同伴家族も加えて集るもの約30名。京阪遊覽バスの借切新車に美人車掌を乗せて先ず高雄の神護寺に向う。賑かな話がはずむ内に、何時か雨は止んで薄日が差し絶好の見學日和となつた。

嵯峨を過ぎ保津川を見下ろす景觀に氣を取られている内に、何時の間にか高雄を過ぎて梅尾に行つている事に氣付き、あわてて車を返すなど誠にのんびりした氣分を遺憾なく發揮した後、車を降りて神護寺に歩く。先ず青葉紅葉の山を下つて保津川を渡り、再び山を昇る。山頂の神護寺では折良く多寶塔が開扉されていて密教佛を見ることができた。

再び乗車大覺寺に行く。廣澤池を庭中に眺める雄大な構想と襖繪の美を賞した後、嵐山に至り大分遅くなつた晝食をとる。

午後2時乗車西芳寺へ赴く。庭内に入れば誠に苔寺の名に違わず一面の青苔である。しかも先程迄の雨に濡れてその美しさは格別である。此所は夢想國師の作と傳えられ廻遊式庭園として有名な庭、國寶湘南亭の茶室がある。京都でなければ、しかもこの寺でなければ見られぬ美しさを感じた。その上參觀者の多い時は1日1万人と聞き、眞偽はいざ知らず、參觀料を計算して溜息をついた人もあつたらしい。

見學の豫定を了つたが尙車を市内に走らせ、二條城や御所の車内説明を聞いてお上り氣分も出した上で、三條河原町で下車散會午後4時前。同所の不二屋で有志懇親會を開いて疲れを医した。

當日種々御世話になつた方々に誌上で厚く御禮申し上げる。

(支部 白石記)

高野山見學會（一泊）

和歌山支部と共催で下記の通り納涼をかね一泊の見學會を催す。

- 1、8月5日（土）午後一時高野山女人堂集合
- 1、金剛峯寺、金堂、大塔、靈寶館、大門等見學
- 1、宿坊、龍泉院夕食後講演及座談會後一泊
- 1、6日午前9時發奥の院見學中食後解散
- 1、會費一泊三食付¥400.交通費自辨、申込と同時に會費前納

戦後初めて高野山を見學何卒奮つて参加を望む

六甲山納涼會開催（一泊）

海拔3,000尺、關西の輕井澤と稱せられ、涼風と緑に包まれた眺望佳絶の六甲は余りにも有名だが灯台下暗しで此の涼味と快適を体験しない人も多い様である。茲に有志の納涼懇親會を下記の要領で開催する。目下六甲特有のアジサイが色とりどりに青松の間に咲きほこり、老鶯が登山者の輕き疲れを慰め歓迎している。

土曜をさけたのは交通と山上の煩雜を慮つたので御諒承願いたい。

- 1、8月11日（金）午後5時と7時集合晴雨不論
- 1、集会所 六甲山上ケーブル驛5時、7時
- 1、懇親晩餐會 宿所にて一浴後開催
- 1、宿所 阪神山の別荘
- 1、會費 ¥700. 一泊二食、飲物、風呂雜費共（交通費自辨）朝食後解散
- 1、申込締切 8月9日迄會費と共に申込みの事
但借入山荘の都合にて先着順満員次第締切

○携帶品 洗面道具

○バス—阪神新在家、省線—六甲道、阪急—六甲口よりバス毎時40分。ケーブル毎時（1時間毎）

○集会所より山荘迄5時と7時の2回待合せ案内する。5時以前登山の方は申出られたし。山上徒歩凡40分を要する。風光を賞しつつ逍遙山荘着入浴。

會費拂込について

會費の拂込が4ヶ月以上滞納になると、自然雜誌外通信一時中止の取扱を余儀なくされる規程になっています。請求書御覽の方は分割でも結構ですから折返し、御拂込み願います。（振替用紙7月號に挿入） 主計理事より

地質調査圖表を閲覧に供す

昭和8年本會創立15年記念出版として多大な犠牲を拂ひ出版した地質調査圖表は当時B5號120頁内に大阪市内400余件のボーリング結果を掲載してあるが、其後更に調査された市内561件、市外29件、兵庫160件（最近）を青寫眞として追加取揃えた。

但出版圖書、地圖等全部賣切れ1部欠保存用として朝日ビル事務所に備えております。會員各位は隨意御覽下さい。但持出は特に嚴禁の事。

尙目下各方面に依頼して、更に資料を得る様努力中、御關係、御存知寄もあらば此際資料集販に御援助あらん事を併せて願います。

日本建築協會

會員動勢（下記之通り夫々通知に接した）

○竹内佐平次氏 今般住宅金融公庫大阪支所（大阪府廳内）次長に轉ぜられた。

○尾崎久助氏 今般日本建設産業株式會社から分離、日建設計工務株式會社社長に就任。7月1日から新發足した。所在電話元の通り。

○東洋洋行株式会社 電話番号追加通知、天王寺⑦6763番

○谷民藏氏 今般市内北濱ビル内に谷事務所開設、電監北濱②494~497番

後記

毎月遅れがちの本誌も今月は委員各位の御盡力で月内に發行出來た事を謝する次第である。

本誌は別に特集とはせず最近施行になる建築士法と建築基準法に対する意見を執筆して頂いた。尙本月は銷夏號として固苦しい記事を少くし、今日迄に投稿を頂き乍ら紙面の都合上掲載出來なかつたものを纏め掲載した。投稿者各位に今日迄延びた事を謝すると共に今後共御寄稿あらん事を乞う次第である。（編集子）

建築と社會

第31輯 第8號

賣價1部60円（送料共）

昭和25年7月25日印刷・昭和25年8月1日發行

編集發行人 戸川弘

發行所 社團法人 日本建築協會

大阪市北區中ノ島3ノ3朝日ビル

電話 { 土佐堀 ④ 1836・3631番

{ 北濱 ② 1334~9番

振替口座大阪39975番

大阪市東區北新町二丁目

印刷者 中川眞佐吉

大阪市東區北新町二丁目

印刷所 アポロ印刷所

●第三二集 第八号 掲載広告一覽(掲載順)

協和製作所

ケントク

古石床材店

近畿電気工事

浅海電気産業

大阪城口研究所

大阪電気商会

大阪暖房商会

桐田商会

斎藤久孝

須賀工業

西原衛生工業所

大和工業

建材社

関西スレート

三晃商会

今西商会

栄興商会

江昌工業所

内外土木建材社

日本セメント防水剤製造所

石井建材

淡陶

兵庫県瓦工事

芦屋左官工業所

大信洋行

櫻野石灰工業

興亜建材工業所

三幸商会

米谷建材店

尾北商店

川岸窯業

産業スレート

吉田芳雄商店

寶珠園

三高製作所

鈴木シャッタア工業

中川ラス製作所

ライトラバー興業

北尾商店

平山円治商店

石倉商店

福屋工業所

ライト青写真工業

辻文金堂

水島商店

田村商会

下村工務店

飯田商店

寶建材工業

天王寺木工

神治屋

ライト製作所

立花商会

矢橋大理石商店

中西瀝青産業

浪速建材工業

大建サツシュ工業

日建興業

日新建材

岩元工業

西林石材工業

東洋陶器

東洋洋瓦

奥村重兵衛商店

河津裝飾

山本窯業

竹林塗装工業

玉置産業

やよひスレート

大阪城口研究所

日垣本社

村田硝子店

岩住鉄工所

山本建材社